

文化生活・教育常任委員会 議事次第

（ 令和 6 年 3 月 15 日（金）  
午 後 1 時 3 0 分 ～  
於 ： 第 4 委 員 会 室 ）

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案（討論・採決）

4 所管事項（教育委員会）

5 閉 会

# 令和6年2月府議会定例会 文化・生活・教育常任委員会 報告事項

(文化・生活部)

- 文化が活きる京都の推進に関する条例（仮称）の骨子案について
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）の最終案について
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画の最終案について

(教育委員会)

- 令和5年度「公立学校教員勤務実態調査」等の結果について
- 「第2期京都府スポーツ推進計画（仮称）」の策定について

# 文化生活・教育常任委員会報告事項

文化生活部

- 1 文化が生きる京都の推進に関する条例（仮称）の骨子案について ……資料1
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）の最終案について ……資料2
- 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画の最終案について ……資料3

# 文化が活きる京都の推進に関する条例(仮称)の骨子案について

令和 6 年 3 月  
文化 生活 部

## 1 制定の趣旨

- ・ 京都府では平成 30 年に「京都府文化力による未来づくり条例」を制定し、様々な施策を全国に先駆けて実施
- ・ また、国においては、文化庁の京都移転が実現するとともに、「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」が策定されたところであり、文化芸術活動を取り巻く社会情勢は大きく変化
- ・ これからの京都府の一層の発展には、すべての府民が京都の文化に誇りと愛着を持ち続け、府民の様々な活動の中に文化の力を活かすことが大切
- ・ よって、京都の文化を将来にわたり継承するとともに、新たな文化の価値の創造につながる施策に総合的に取り組むため、条例を全面的に見直し、新たな条例を制定

## 2 主な内容

### (題 名)

- ・ 「文化が活きる京都の推進に関する条例（仮称）」

### (前 文)

- ・ 文化が、人々の暮らしの基盤として、あらゆる活動の原動力となること
- ・ 地域ごとに多様な文化を育み、世界の人々を引き付ける強みとなっていること
- ・ 京都の文化は、多くの文化財や伝統産業、ベンチャー企業等を生み出すなど、現代日本の文化的、経済的な基盤を創り上げてきたこと
- ・ 京都の文化を将来にわたり継承するとともに、新たな文化の価値の創造につながる施策に取り組むため条例を制定すること

### **(基本理念)**

- ・ 京都の文化に誇りと愛着を持ち続け、府民の様々な活動に文化の力を活かすこと
- ・ 文化芸術、観光、まちづくり、産業その他のあらゆる分野で有機的な連携を図ること
- ・ 地域間や国内外の交流の推進が図られ、文化が国内外に発信されること

### **(基本指針)**

- ・ 文化が基となる施策の総合的かつ効果的な推進を図る基本的な指針の策定

### **(審議会)**

- ・ 施策の目標及び内容その他施策に関する重要事項を調査審議する審議会を設置

## **3 今後の予定**

- |          |              |
|----------|--------------|
| 令和6年2月議会 | 骨子案の報告       |
|          | パブリックコメントの実施 |
| 令和6年6月議会 | 条例案の提案       |

## 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する 計画（第5次）の最終案について

令和6年3月  
文化 生活 部  
健康 福祉 部

### 1 改定の趣旨

- ・ 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法）第2条の3の規定に基づく基本計画として策定（法定計画）するもの。
- ・ 京都府男女共同参画推進条例に基づく計画としても位置付け、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すもの。

### 2 現状・課題

- 国においてはDVの増加・深刻化の懸念を踏まえ、令和2年から24時間の電話・メール相談のほかSNS相談に対応したDV相談+（プラス）を開始。
- DV防止法の改正（公布：令和5年5月19日、施行：令和6年4月1日）
  - ・ 精神的暴力の追加、保護命令の期間延長
  - ・ 被害者の自立支援のための施策、国・地方公共団体・民間団体の連携・協力に関する基本計画への記載
  - ・ DVに関する協議会の設置
- 配偶者暴力相談支援センター（府内5所）への相談件数は令和2年度までは上昇傾向であったが、コロナ禍の令和3・4年度は平成28年度と同水準に減少。
- 男性からの相談が一定数存在

### 3 施策の方向性と主な対応方策

別紙のとおり

### 4 計画の期間

5年間（令和6年度から令和10年度まで（※））

- ※ ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととする。

### 5 府民意見提出手続（パブリックコメント）の状況

- （1）募集期間：令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで
- （2）提出件数：20件
- （3）主な意見

- ・ DV被害者の支援に繋げるための情報提供の強化や安心・安全に相談できる体制づくりが必要。（要望）
- ・ 一時保護の際の留意事項や被害者回復、同伴児への支援に関する記載が必要。
- ・ 外国人被害者支援の際に、翻訳した資料や翻訳機の活用だけでなく、対面での支援の場で相談内容の聞き取りをするには通訳の同席が必要。

### 6 中間案からの主な修正点

- ・ 国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施、一時保護所での同伴児童に対する支援の充実について追記
- ・ 外国人支援団体と連携した相談対応や自立支援の充実に関して、通訳派遣等を追記

## 新規及び拡充項目一覧

### 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり

#### 【重点目標1】暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

##### ○被害者自らがDVに気づく啓発の実施

**拡充** カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき（精神的暴力含む）を促す継続的な情報提供

- ▶ 被害への気づきを促すため、チェックリストやDV行為（精神的暴力含む）の例をカード・チラシ・SNS等で周知します。

**拡充** DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底

- ▶ カード・チラシ等に性犯罪・性暴力を含むDVに関連する事象の相談支援機関の情報も明示し、周知を徹底します。

#### 【重点目標2】被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

##### ○職務関係者・近親者による気づき及び相談の勧奨

**新規** 職務関係者による二次的被害の防止

- ▶ 職務関係者は被害者の人権に配慮し、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において被害者の立場に立った配慮を行うとともに、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないように対応します。

### 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

#### 【重点目標3】暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

##### ○年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成

心身の発達段階ごとに相応しい方法で暴力を許さない意識づくりや、DV、デートDVの啓発を実施するとともに、地域活動団体や企業等へのDVに対する啓発・理解の促進を行います。

##### ○加害者への対応

チェックリストやDV行為の例を掲載したチラシ等により、加害への気づきを促すとともに、被害者支援の一環として、加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないためのプログラムを実施します。

##### ○市町村の取組への働きかけ

市町村のDV基本計画策定・改定に当たって、助言や情報提供を実施します。

### 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

#### 【重点目標4】相談体制の充実・強化

##### ○身近な相談窓口の設置

**拡充** DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置

- ▶ 性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置するとともに、女性相談員だけでなく男性相談員による相談対応も行います。

**拡充** 国等と連携した相談体制の構築

- ▶ 国等の実施するオンラインやSNS相談と連携し、地域を問わず、かつ若年層や昼間働いている方をはじめ多様な方が相談しやすい体制を構築します。

##### ○市町村の相談窓口での相談体制の充実

被害者の最も身近な行政機関である市町村の相談員等に対し、DVの基礎的な研修か

ら専門的研修まで体系的に行うとともに、困難事案や複雑な事案に対して助言を行うことで円滑な対応を支援し、市町村の相談体制の充実を図ります。

#### ○DV相談支援センター等相談員の対応力強化

**新規** 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化

- ▶ 被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られるよう体制・環境づくりを強化します。

#### ○切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化

**拡充** 転居を伴う被害者への都道府県間、市町村間の連携による継続的支援の実施

- ▶ 転居を伴う被害者に対しては、都道府県間、市町村間の連携による切れ目のない支援体制の構築を働きかけます。

**新規** 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築

- ▶ 身体的・心的外傷等を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整え、心身の健康回復のための医学的、心理学的な支援を行い、中長期的に寄り添い続ける支援を行える体制を整備します。

**新規** 法律相談の実施及び情報提供

- ▶ 法律問題で悩みを抱えている方のために弁護士による無料法律相談を実施するとともに、京都弁護士会が実施する女性のための無料電話相談や、日本司法支援センター（法テラス）が実施する法律相談・弁護士費用等の立替えなどの民事法律扶助等に関する情報提供及び連携強化を図ります。

**新規** 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援

- ▶ 性的な被害による心的外傷等を抱えている方に対しては、性被害・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷等の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等を実施します。

### 【重点目標5】緊急保護の充実

**新規** 国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施

- ▶ 国の基本方針に沿って一時保護までの同行支援、一時保護の決定と受け入れ、同伴する子への対応等、被害者の状況や多様なニーズに対応した一時保護を実施します。

**拡充** 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施

- ▶ 民間支援団体と連携して被害者の状況に応じて適切な一時保護等を実施し、被害者の安全を確保するとともに、一時保護期間における支援対象者の通学・通勤・かかりつけ医療機関への通院について、加害者の追及可能性がないなど安全上問題がなく、本人が希望しており、将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、対応できるよう配慮します。

**拡充** 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実

- ▶ 一時保護所での同伴児童に対し、一時保護中でも教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援やカウンセリングを実施するなど支援の充実を図り、加えて退所後も適切な支援が受けられるよう市町村や学校等への連絡票を作成し、継続した支援を進めます。

また、同伴する家族が中学生以上の男児等や児童以外の場合でも支援対象者のニーズに寄り添った支援を行い、一時保護委託の活用など親子分離等を防止します。



## 【重点目標6】DV家庭に育つすべての子どもへの支援

**拡充** 保育所、幼稚園・学校、地域子育て支援拠点等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実

- ▶ DVが子どもの心に及ぼす影響等への理解を深めるため、保育士や教職員等への研修や啓発等の充実を図るとともに、府総合教育センターの電話・来所相談、学校におけるスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」の活用などDV家庭に育つすべての子どもへの見守り支援体制の充実を図ります。

## 【重点目標7】外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応

### ○外国人被害者への支援

**拡充** 外国人支援団体と連携した相談対応や自立支援の充実

- ▶ 日本語を十分理解できない外国人被害者に対し、外国人支援団体等と連携し、通訳派遣等さらなる相談対応の充実を図るとともに就労支援や被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実を図ります。

### ○障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援

**拡充** 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等被害者に対応した一時保護委託の充実

- ▶ 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等、被害者の状況に応じた一時保護委託先の充実を図ります。

### ○男性被害者や加害者への対応

男性被害者も含めて性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置するとともに、加害者に対してDV行為を行っていることの気づきの促進や加害を繰り返さないためのプログラムを実施します。

## 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

### 【重点目標8】支援策の充実・強化

**新規** セーフティネット登録住宅についての情報提供等民間賃貸住宅への入居支援を実施

- ▶ 公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するため、住宅確保要配慮者を対象としたセーフティネット登録住宅に関する情報提供を行うとともに、住宅確保支援団体との連携を図ります。

### 【重点目標9】生活の安定と心身回復へのサポート

#### ○被害者の生活の安定と心のケア

**拡充** ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実

- ▶ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークでの就業支援等、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

#### ○被害者や子どもを地域で見守る体制

被害者や子どもが地域で孤立することなく生活できるようにするため地域で活動を行う団体等との連携を進めるとともに、必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。

### 【重点目標10】関係機関の連携強化

**新規** DV関係機関等による協議会の設置、円滑な情報交換及び被害者への効果的かつ円滑な支援の促進

- ▶ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する法定協議会を設

置し、関係機関がそれぞれ専門性を活かし、個別ケースも含めて連携を図りながら情報交換を行うとともに、被害者の相談、保護、社会的自立支援に関する協議を行い、支援の充実を図ります。

- 新規** 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力
- ▶ 配偶者等からの暴力の問題と関係の深い分野において、関係機関及び関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めていきます。

## **基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進**

### **【重点目標 11】 民間支援団体との連携・支援**

独自の機能やノウハウがある民間支援団体等との協働を進め、相談、保護・自立支援体制の充実を図ります。

### **【重点目標 12】 都道府県間の広域連携体制の充実**

府県域を超えた被害者の送り出しや受入など保護手続きを、円滑かつ安全に行うための支援の充実を図ります。

### **【重点目標 13】 苦情処理体制の整備**

市町村など相談支援機関が、被害者からの苦情に対し適切な対応がとれるよう、研修の充実を図るほか、市町村内関係部局の連携を図るなどの体制整備を働きかけます。

# 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次) 中間案に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間: 令和5年12月15日(金)～令和6年1月15日(月)
- 2 意見提出件数: 20件
- 3 御意見の要旨及び京都府の考え方

項目	意見の要旨	京都府の考え方(案)
<b>I DV被害に気づく環境づくり</b>		
(1)暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	<p>●DV被害者の女性は経済的にも苦しく、友人や親族を頼り、肩身の狭い思いで暮らすというイメージが根強いので、行政の制度を活用しながら自立して幸せになれるという事例を堅苦しく伝えるだけでなく、マンガ等を活用しながら幅広く周知することが必要。また、幼少期から教育の現場で「困っているなら助けるよ」というメッセージを伝えるとともに、「困っている場合は助けてもらって良い」という認識を広めることが重要。</p>	<p>○DV被害者が安心して生活できるということを幅広く周知していくために、多様な媒体を活用しながら広報・啓発に取り組んでまいります。</p>
(2)被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	<p>●医療機関での診察時にDVに気づくこともあり、その場合身体的暴力が主であると思われるが、令和6年度のDV防止法の改正では精神的暴力についても対象に追加されることから、精神科や心療内科についても被害者と接することが増えると思われるので、外科や小児科だけでなく精神科等にもDVに関する啓発を実施してほしい。</p>	<p>○DV被害者に接する可能性がある診療科は、精神科だけでなく、内科、外科、産婦人科なども広く関わると考えられますので、啓発の対象や周知方法について民間団体や医療関係者等関係機関などから御意見を頂戴しながら啓発に取り組んでまいります。</p>
	<p>●DVの早期発見につなげるためにも発見した時の対応や適切な相談機関が分かるようにするとともに、「DVを許さない」という認識を皆が高めていけるような仕組みが必要。</p>	<p>○現在も関係機関で実施される研修や府民に対する啓発講座等、あらゆる機会を捉えてDVの啓発を実施しているところですが、今後も「DVを許さない」社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>
	<p>●子どもと接する保育現場では、DV被害を受けていると考えられるケースに直面することもあるが、「DV」や「面前DV」に関する職員の理解が不十分な状況もあり、二次的被害が生じる可能性もあることから、DVに接する可能性がある職務関係者に対して研修を徹底すべき。</p>	<p>○現在も関係機関向けに通報等の対応方法、相談支援機関の情報等をまとめた啓発物によりDV被害への対応について周知を行っているところですが、御意見も踏まえ、より幅広くDVに接する可能性がある職務関係者に研修等を実施しながら、DV対応の周知を図ってまいります。</p>
<b>II 暴力を許さない意識・環境づくり</b>		
(3)暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化	<p>●小学生・中学生の時期から、自分のことは自分で守ること、したくないこと、嫌なことは嫌だと言って良いことなどは知っておくべき内容であるので、デートDV予防啓発は重要である。</p>	<p>○年代に応じた教育・啓発について、教育機関をはじめ関係機関との連携により、いのちやお互いを大切にする心を育む取組や、デートDV啓発に努めてまいります。</p>
<b>III 総合的な相談・保護体制の充実</b>		
(4)相談体制の充実・強化	<p>●DV被害者が相談やグループワークに赴くことに対して、周囲に知られると抵抗がある地域もあるため、相談のハードルを下げて、安心・安全に相談やグループワークに参加できる体制づくりを実施してほしい。</p>	<p>○若年層をはじめとした多様な方が気軽に相談できるよう、御意見も踏まえ、国が実施するオンラインやSNS相談と連携し、多様な方が相談しやすい体制を整えていくとともに、地域を問わず参加できるよう幅広い地域でグループワーク等を実施してまいります。</p>
	<p>●若い世代はスマートフォンを使って情報を得ることが多く、国においてもチャット相談を実施しているが、チャット相談においても安心して相談できる体制・環境を整えてほしい。</p>	<p>○京都府が実施している女性相談に関するチャット相談では専門の研修を受けた相談員が相談対応を行っており、DVに関しては国が実施するオンラインやSNS相談と連携し、多様な方が相談しやすい体制を整えてまいります。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方(案)
(4)相談体制の充実・強化	<p>●DVは外部から発見しにくく潜在化しやすく、また、暴力はエスカレートする傾向があるので、いかに早期発見するかが大切だが、発見しても踏み込んで聞くことがデリケートな問題で対応が素人には難しいので、DVの相談支援センターの対応力の強化、専門家との連携が必要。</p>	<p>○DVの相談対応は専門性が高く技量も必要であるため、引き続き、職員の対応力の向上及び専門家等関係機関と連携した相談体制の充実に努めてまいります。</p>
	<p>●地域によっては経済的貧困等によりDVが多く存在するところもあり、そのような家庭で育つと次世代でも同じ状況が起こるといふ悪循環が起こりやすいので、状況を打開するためにも、地域にある相談窓口の啓発が必要。</p>	<p>○DV被害者などの困難な問題を抱える女性に対して、より身近な地域において寄り添った相談対応を行っている相談窓口の存在を周知することは重要であると考えており、積極的な広報・啓発により適切な支援につなげるよう努めてまいります。</p>
	<p>●相談員に対する専門的な研修とは具体的にどのような研修を実施しているのか。</p>	<p>○市町村の相談窓口で対応する職員や民間団体職員を対象に、実際の相談内容を参考にした事例検討等の研修を実施し、各相談窓口の対応力強化に努めています。</p>
(5)緊急保護の充実	<p>●「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」中間案では、一時保護の際の留意事項や被害者回復、同伴児への支援等について記載されているため、DV計画においても盛り込んでほしい。</p>	<p>○御意見も踏まえ、一時保護に関する内容について追記いたしました。</p>
(6)DV家庭に育つすべての子どもへの支援	<p>●子どもの権利条約では子どもの「意見表明権」が重要視されており、親子分離する場合には特に重要であることから、DVで避難する場合に、子どもの意見をどのように取り入れ、支援に反映させるか方向性を示すことが必要。</p>	<p>○DVでの避難、自立支援において親だけでなく子どもの意見も重要であると考えており、子どもの意思を確認しながら支援策を検討してまいります。</p>
	<p>●虐待防止対策が重要視されているので、民間の支援団体に対して虐待防止対策とあわせてDV防止対策の視点を伝え、虐待とDV防止対策を一緒に取り組むネットワークが必要。</p>	<p>○児童虐待とDVは密接に関連していることから一体的な対策を進めることが重要であり、各分野で支援にあたっていただく関係機関との連携を進めてまいりたいと考えます。</p>
(7)外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応	<p>●外国人被害者支援の際に、翻訳した資料や翻訳機の活用だけでなく、対面での支援の場で相談内容の聞き取りをするには通訳の同席が必要であるため、支援団体への財政的支援を含めた体制づくりが重要。</p>	<p>○日本語が十分理解できない方については、適切な相談支援に向けた対応が必要であると考えております。京都府では、日本語を母国語としないDV被害者の自立支援施策として通訳派遣事業を実施しておりますので、計画に追記いたしました。</p>
	<p>●外国人のDV被害者の場合、在留資格が失効している場合もあり、そのような人は本人が発覚を恐れ相談を躊躇し、支援に繋がっていないことも多いので、在留資格の有無を問わず支援を行い、支援の中で、支援機関や専門家と連携して在留資格の取得や更新に向け取り組む必要がある。</p>	<p>○京都府におけるDV相談支援の対象としている外国人には、在留資格の有無で制限はかけておりません。今後も適切な支援を提供するため、関係機関と連携した取組を進めてまいります。</p>
	<p>●長年、外国人の電話相談などをしており、多様な相談を受ける中で、関係機関につないでいる。言葉の壁もあり、支援団体として行政と連携するケースが増えているが、職員雇用に伴う財政負担の問題もあり、ボランティア支援での対応に限界があり、支援を十分にできないという課題を抱えている。民間だけでは対応が不十分なので、行政にも協力・財政支援を進めてほしい。</p>	<p>○外国人支援における民間団体の役割は重要であると考えており、必要な支援につなげられるよう民間団体との連携に努めてまいります。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方(案)
<b>IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化</b>		
(8)支援策の充実・強化	(なし)	
(9)生活の安定と心身回復へのサポート	●DV被害者の心のケアには時間を要し、地域で暮らしていくにはサポートが必要。長期間のカウンセリング及び生活のサポートには財政的支援と自立支援が必要。	○被害者の自立には心理的ケアが必要不可欠であると考えており、今後とも必要な支援が継続して行えるよう努めてまいります。
(10)関係機関の連携強化	●京都府北部では地域の中で声を上げにくく、支援がつながりにくい状況があるため、地域でDVについて啓発し、民間団体の力を借りながら連携して支援できる体制を構築することが必要。	○DVIに関する法定協議会を設置し、地域ごとに関係機関がそれぞれの専門性を活かし、個別ケースも含めて連携を図りながら支援を行うことで、支援の充実を図ってまいります。
<b>V 被害者の状況に応じた支援体制の推進</b>		
(11)民間支援団体との連携・支援	●子どもに対する暴力については、各医療機関が体制を整え、対応を進めているので、DVIについても各医療機関が被害者を早期に発見し、報告して支援につなげるシステムができればよい。また、虐待からDVが発覚するケースについては関係機関との連携を進めることが重要。	○医療機関を受診された方が相談しやすいよう、医療従事者にDV被害者が受診してきた際の対応手順等を配布するなど、医療機関において周知・啓発から支援につながるよう取り組んでまいります。
	●相談、保護、自立支援に至らなくても居場所づくり事業を行っている団体は計画に記載の民間支援団体に含まれるか。	○直接DVIに関する相談、保護、自立支援を行われていなくても、DV被害者の支援につながる可能性がある居場所づくり事業実施団体も民間支援団体に含まれると考えております。
	●民間支援団体等職員に対する専門的な研修とは具体的にどのような研修を実施しているのか。	○市町村の相談窓口で対応する職員や民間団体職員を対象に、実際の相談内容を参考にした事例検討等の研修を実施し、各相談窓口の対応力強化に努めています。
(12)都道府県間の広域連携体制の充実	(なし)	
(13)苦情処理体制の整備	(なし)	
<b>全般・その他</b>		
	(なし)	

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の  
保護・自立支援に関する計画（第5次）

<最終案>

令和6年3月

京 都 府



## はじめに

配偶者や交際相手等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、配偶者等が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

また、配偶者間で暴力が繰り返される家庭環境の中で育った子どもは、家庭でDVを目撃すること(面前DV)により、心身の成長・発達に深刻な影響を受け、青年期以降も影響が続くといわれています。

さらに、京都府が行ったアンケート調査では、「デートDV」と呼ばれる交際相手等からの暴力は、5人に1人が被害を受けたことがあるとされており、若年層を中心に被害の広がりが見られる中、「ストーリー」や「JKビジネス」、「SNSを利用した性被害」等、若年層が被害を受ける暴力に係る問題は多様化・巧妙化しています。

また、被害にあっても「だれ(どこ)にも相談しなかった」と回答した被害者が6割を超えており、市町村、企業、団体等あらゆる機関と連携し、当事者自身による被害や加害の気づき、見聞きした者の適切な対応のための情報の提供及び相談機関の周知等、年代に応じた予防教育や広報啓発を一層進めることが求められています。

京都府では、「京都府男女共同参画推進条例」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づき、DVの防止及び被害者の保護並びに自立支援を総合的に推進するために、平成17年度に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定し、その後3度の改定を行いました。また、家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを中心に、DVや児童虐待などの家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立し、警察、市町村、男女共同参画センター、民間支援団体等関係機関と緊密な連携を図りながら、DVの予防・啓発、相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援等に取り組むとともに、あらゆるDV被害者が地域で安全に生活するために、被害者支援の一環として、DV加害者を対象とした更生のためのカウンセリングを実施してきたところです。

今後も本計画に基づき、当事者自身や周囲の方々の気づきを促し、地域における身近な相談から、被害者やその子どもの保護・社会的自立までの切れ目のない支援を推進するとともに、DVを防止し、被害者にも加害者にもならない、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会の実現に向けて、さらに取組を進め、府民の皆様の安心を確立してまいりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この度の計画の改定にあたり、御協力いただきました意見聴取会議委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました府民の皆様へ、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

京都府知事 西脇隆俊



# 目 次

<b><u>I 計画の改定にあたって</u></b>	・・・ 1
● 配偶者等からの暴力に対する基本的考え方	
1 改定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の目標	
5 計画の対象	
<b><u>II 改定の視点</u></b>	・・・ 4
1 暴力を許さない社会の実現	
2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施～未然防止から自立支援まで～	
3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立	
4 社会情勢の変化に応じた対策	
5 関係機関等との連携協力体制の推進	
<b><u>III 計画の体系</u></b>	・・・ 5
<b><u>IV 現 状</u></b>	・・・ 7
1 取組の経緯	
2 DVの実態	
<b><u>V 計画の内容</u></b>	・・・ 19
● 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり	・・・ 19
◇ 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	
◇ 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	
● 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり	・・・ 23
◇ 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化	
● 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実	・・・ 25
◇ 重点目標4 相談体制の充実・強化	
◇ 重点目標5 緊急保護の充実	
◇ 重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援	
◇ 重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応	
● 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化	・・・ 32
◇ 重点目標8 支援策の充実・強化	
◇ 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート	
◇ 重点目標10 関係機関の連携強化	
● 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進	・・・ 35
◇ 重点目標11 民間支援団体との連携・支援	
◇ 重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実	
◇ 重点目標13 苦情処理体制の整備	
<b><u>VI 数値目標</u></b>	・・・ 37
【参考資料】	・・・ 38

## I 計画の改定にあたって

### 配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者等<sup>※</sup>からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景としていたと同時に、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

またDVは、その多くが外部から発見が困難な環境において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

このため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。

このような状況の改善に向けては、DVを防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や子どもを含む同居者等への総合的支援が必要であり、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

さらに、同性カップル間の暴力や被害者が男性、外国人、障害者などの場合があることにも留意が必要です。

※配偶者等：「配偶者」だけでなく元配偶者や交際相手等も含まれます。

### 1 改定の趣旨

平成31年3月に改定した、京都府「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（計画期間：令和元年度～令和5年度）の改定にあたっては、現計画を基本に、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、国、市町村及び民間の団体等と連携し、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざします。

#### （参考） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

▶平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「DV防止法」（平成13年法律第31号）が制定されました。法が施行され、保護命令制度及び都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始されました。

▶平成16年5月、DVの定義の拡大（身体的な暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力にも対象を拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を2週間から2箇月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに都道府県における施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする法改正が行われ、同年12月2日に施行されるとともに、基本方針が策定されました。

▶平成19年7月、保護命令制度の拡充（生命または身体に対する脅迫行為にも対象を

I 計画の改定にあたって

拡大、被害者への接近禁止命令と併せて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令の発令)、基本計画の策定及びDV相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月11日に施行されるとともに、併せて基本方針が見直されました。

▶平成25年7月、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護のあり方が課題であったことから、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とする改正がされました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、併せて基本方針が見直されました。

▶令和5年5月、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大(対象者に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加され、接近禁止命令の発令要件について「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大)、保護命令期間の伸長等の保護命令制度の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会の創設について都道府県の努力義務とすること、また、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設する等を内容とする法改正が行われ、施行日が令和6年4月1日とされるとともに、基本方針が見直されました。

## 2 計画の位置付け

- ・ 本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するものであり、併せて「京都府男女共同参画推進条例」に基づく計画としても位置付けるものです。
- ・ 本計画は、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すものです。
- ・ 市町村、関係機関、関係団体、そして府民一人ひとりにおいても、この計画の趣旨を踏まえ、DVを防止し、暴力を許さない社会を築くため積極的な取組が実施されることを期待するものです。

## 3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

また、この計画の取組を着実に進めるため、毎年、取組の進捗状況等の検証と評価を行うとともに、「京都府男女共同参画審議会」及び「配偶者等からの暴力に関する法定協議会(仮称)」に報告し、公表します。

## 4 計画の目標

- 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり
- 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり
- 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
- 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化
- 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

## 5 計画の対象

- ・ 配偶者等※1 から振るわれる暴力※2
  - ※1 男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手を含みます。
  - ※2 身体的暴力のみならず、精神的・経済的・性的暴力\*も含まれます。
    - \* 保護命令の申立ては身体に対する暴力、生命・身体に対する脅迫又は自由、名誉、財産に対する脅迫により生命・心身（身体及び精神）に対する重大な危害を受けるおそれ大きいときが対象となります。
- \* DV（暴力）の形態
  - 身体的暴力
    - なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力
  - 精神的暴力
    - 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など
  - 経済的暴力
    - 生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど
  - 性的暴力
    - 嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

## II 改定の視点

### 1 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、世代を問わず広く府民の理解を深め、DVを防止し、被害者にも加害者にもならない、暴力を許さない社会の実現、府民が日々安心して暮らせる京都府づくりを進めます。

### 2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～未然防止から自立支援まで～

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、早期の相談、保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進します。

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、必要に応じ同居者や加害者も含めた総合的な支援を実施するとともに、対応が困難な事象も増加しているため、相談や保護、支援を担う人材育成や体制強化、民間支援団体を含む関係機関との連携を進めます。

### 3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立

都市と農山漁村、歴史と産業が織りなす地域文化、少子高齢化の進行等地域の特性により、DVに対する認識や相談体制などの社会資源も異なることから、地域の特性を重視しながら、府と市町村がそれぞれの役割を担い、相互の協力により地域の実情・課題に応じた支援体制を確立します。

また、市町村に対する助言や情報提供、研修の実施等の支援を進めます。

### 4 社会情勢の変化に応じた対策

ネット社会の急速な進展など社会情勢が変化する中、暴力事象の態様も変化し、デートDVや児童虐待、ストーカー、リベンジポルノ、性被害等関連する事象の多様化や増加が見られることから、それらの関係機関が連携し、或いは一体となり、男性、外国人、障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）など多様な被害者に配慮した防止対策や支援策を講じます。

### 5 関係機関等との連携協力体制の推進

被害者支援は、豊富なノウハウを持つ民間支援団体など幅広い関係機関、大学や経済団体も含めた関係団体や地域との連携・協働が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、行政区域を越えた広域対応も必要です。

適切な保護・支援を行うため、民間を含む関係団体と協議会を組織し、相互に連携を図ります。

生命を脅かす重大事案や多様なDV関連事象の発生に鑑み、加害者対応も含め警察との連携協力を推進するとともに、被害者の保護から自立までのより円滑な支援に向け、これらの関係機関と連携し、情報共有体制をさらに推進します。

困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関係施策と連携し、協力体制を構築します。

### Ⅲ 計画の体系

#### 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり

##### 重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉

- ① カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき(精神的暴力含む)を促す継続的な情報提供(拡充)
- ② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
- ③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施
- ④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開
- ⑤ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底(拡充)
- ⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発

##### 重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

〈職務関係者・近親者による気づき及び相談の勧奨〉

- ① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
- ② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
- ③ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)
- ④ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施
- ⑤ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】
- ⑥ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】
- ⑦ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底(拡充)【再掲】
- ⑧ 通報の趣旨の周知

#### 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

##### 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

〈年代(ターゲット)に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉

- ① あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にすることを育む教育・研修の実施
- ② 年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発
- ③ あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発の実施
- ④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施
- ⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施

〈加害者への対応〉

- ① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
- ② 加害への気づきを促す情報提供
- ③ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施
- ④ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】

〈市町村の取組への働きかけ〉

- ① DV基本計画策定の働きかけ及び支援

#### 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

##### 重点目標4 相談体制の充実・強化

〈身近な相談窓口の設置〉

- ① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置(拡充)
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 国等と連携した相談体制の構築(拡充)

〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉

- ① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化(市町村内ネットワークの構築)
- ② 「DV被害者支援マニュアル(相談)」の活用など市町村DV相談窓口への支援
- ③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成
- ④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施
- ⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ

〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉

- ① DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施
- ② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施
- ③ 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化(新規)
- ④ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉

- ① 転居を伴う被害者への都道府県間、市町村間の連携による継続的支援の実施(拡充)
- ② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実
- ③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備
- ④ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築(新規)
- ⑤ 法律相談の実施及び情報提供(新規)
- ⑥ 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援(新規)

##### 重点目標5 緊急保護の充実

- ① 国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施(新規)
- ② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)
- ③ 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ④ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ⑤ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑥ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑦ 警察との連携によるストーカー被害者への支援
- ⑧ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築(新規)【再掲】
- ⑨ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実(拡充)

**重点目標6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援**

- ① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進
- ② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実
- ③ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化
- ④ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実(拡充)【再掲】
- ⑤ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実
- ⑥ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力の運用、加害者への対応等個人情報管理の徹底等の市町村等への働きかけ
- ⑦ 保育所、幼稚園・学校、地域子育て支援拠点等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実(拡充)
- ⑧ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

**重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応**

〈外国人被害者への支援〉

- ① 外国人支援団体と連携した相談対応や自立支援の充実(拡充)
- ② 外国人被害者の母国語(翻訳)相談シートを活用した相談窓口での被害者支援
- ③ 外国人被害者の母国語(翻訳)による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成
- ④ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈障害のある人や高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等の被害者への支援〉

- ① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
- ② 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等被害者に対応した一時保護委託の充実(拡充)
- ③ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈男性被害者や加害者への対応〉

- ① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置(拡充)【再掲】
- ② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)【再掲】
- ③ 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】
- ④ 加害への気づきを促す情報提供【再掲】
- ⑤ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施【再掲】
- ⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】

**基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化**

**重点目標8 支援策の充実・強化**

- ① 一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実
- ② 「DV被害者支援マニュアル(自立支援)」による市町村の支援体制への支援
- ③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ
- ④ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実
- ⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実
- ⑥ セーフティネット登録住宅についての情報提供等民間賃貸住宅への入居支援を実施(新規)

**重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート**

〈被害者の生活の安定と心のケア〉

- ① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
- ② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
- ③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実(拡充)
- ④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実
- ⑤ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実【再掲】

〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉

- ① 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化
- ② 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用
- ③ 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実

**重点目標10 関係機関の連携強化**

- ① DV関係機関等による協議会の設置、円滑な情報交換及び被害者への効果的かつ円滑な支援の促進(新規)
- ② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化
- ④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力(新規)

**基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進**

**重点目標11 民間支援団体との連携・支援**

- ① 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)【再掲】
- ② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成
- ③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援
- ④ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備【再掲】
- ⑤ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化【再掲】

**重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実**

- ① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

**重点目標13 苦情処理体制の整備**

- ① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

## IV 現 状

### 1 取組の経緯

京都府では、婦人相談所においてDV関連の相談や一時保護を実施していましたが、DV防止法施行後は、DV相談支援センターを設置し、相談、保護、自立支援等の体制を整備するとともに、関係機関と連携した施策の総合的、効果的な推進を図ってきました。

さらに、平成15年度からは、DVに特化した専門相談窓口を開設するとともに、自立支援のためのグループカウンセリングなどを実施する一方、DV相談支援センターにおいては、増加する被害者と同伴する子どもへの支援策の充実を図ってきました。

平成18年には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（以下、「京都府DV計画」という。）を策定し、DV防止集中啓発事業を実施する中で、DVカードの設置や啓発講座の実施など相談に向けた情報提供、一時保護委託先の充実を含め民間支援機関等への支援強化等を図ってきたところです。

平成22年度に家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立、また将来にわたって被害者にも加害者にもならない、未然防止としてのデートDV（交際相手からの暴力）に関する予防啓発も強化するとともに、すべての市町村において、相談窓口が開設され、近隣市町村や関係機関とのネットワークが構築されるなど、被害者支援の取組が強化されました。

また、DV相談支援センター、相談支援機関、警察、教育機関、福祉事務所、母子生活支援施設、民間支援機関との連携や民生児童委員をはじめとする地域で活動する支援機関等との連携も進め、配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議において、啓発、相談及び保護・自立支援における情報共有と効果的かつ円滑な切れ目のない支援の実施を図ってきたところです。

前回改定からの5年間で、被害経験がある人が被害を打ち明けたり、相談した割合が増加した一方で、周囲に被害者がいると認識している割合や気づいて何か対応した割合が減少しており、支援を必要とする人に必要な情報が届くだけでなく、実際に相談につながるよう周囲のサポートも含めた啓発が重要であり、効果的な広報活動の検討や相談方法の工夫が求められます。（※）

また、性暴力やストーカーといった多様なDV関連事象が発生しており、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA、平成27年8月開設）や京都ストーカー相談支援センター（KSCC、平成29年11月開設）等により対応を行うとともに、あらゆるDV被害者が地域で安全に生活するために、被害者支援の一環として、令和元年度からDV加害者を対象とした加害を繰り返さないためのカウンセリングを実施してきたところです。今後、複雑かつ多様な事象に対応していくため、啓発における関係機関の連携体制の強化、きめ細やかな相談・保護から社会的自立に向けたサポートなど、市町村をはじめ、警察、大学や地域、民間の専門機関を含めた関係団体等と連携した取組のより一層の強化が求められます。

※令和4年度京都府調査「配偶者等から暴力に関する調査」に基づく。



## 2 DVの実態

(令和5年版「男女共同参画白書」(内閣府)から抜粋)

### 【配偶者からの暴力についての被害経験】

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性10.3%、男性4.0%、「1、2度あった」とする者の割合は女性15.6%、男性14.4%となっており、一度でも受けたことがある者の割合は、女性25.9%、男性18.4%となっている。

### 【DV相談者の年齢・相談内容】

相談者の年齢は、30～40代で全体の半数以上(55.2%)を占めており、相談の約6割(63.6%)が精神的DVを含んだ内容となっている。

### 【DV相談支援センター等への相談件数】

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は令和2年度に12万9,491件と過去最高となり、8年連続で10万件を超える高水準で推移している一方で、内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)によると、女性の約4割、男性の約6割がどこ(だれ)にも相談していない状況となっている。

### 【保護命令の申立て及び発令状況】

令和4年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件1,453件のうち、保護命令が発令された件数は1,111件であった。そのうち「被害者に関する保護命令」のみが発令されたものは27.5%、被害者に関する保護命令と「子への接近禁止命令」のみが発令されたものは36.0%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは、23.0%となっている。

「配偶者等からの暴力に関する調査」※ からみた府内の状況

※「配偶者等からの暴力に関する調査」

1 調査方法

- (1) 調査地域 京都府全域（京都市を含む府内市町村）
- (2) 調査対象 府内在住の満 18 歳以上の男女 2,000 人（有効回答 2,000 人）
- (3) 調査方法 インターネット調査  
京都府内のインターネット調査専用モニターの中から、  
満 18 歳以上の男女を地域毎に人口比に応じて割当
- (4) 調査期間 令和 5 年 2 月 1 日～令和 5 年 2 月 3 日

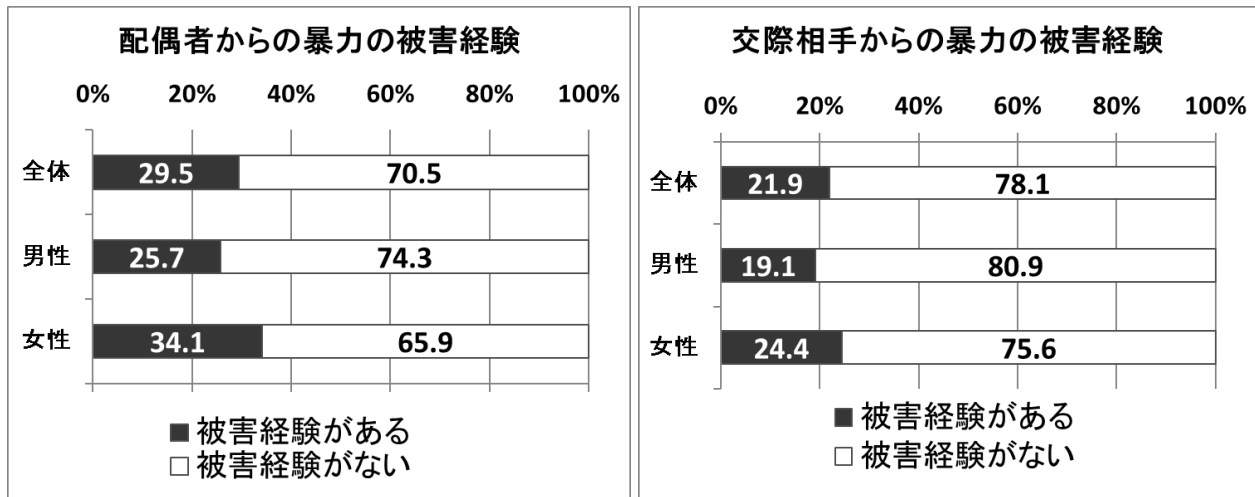
2 回収結果

2,000 人【内訳】男性 1,000 人、女性 1,000 人

3 調査項目

- (1) 配偶者暴力防止法の認知度
- (2) 配偶者等からの暴力に関する考え方
- (3) 配偶者からの暴力の被害経験
- (4) 交際相手からの暴力の被害経験
- (5) 配偶者等からの暴力を見聞きした経験
- (6) 京都府の取組の認知度

【配偶者や交際相手からの暴力の状況】



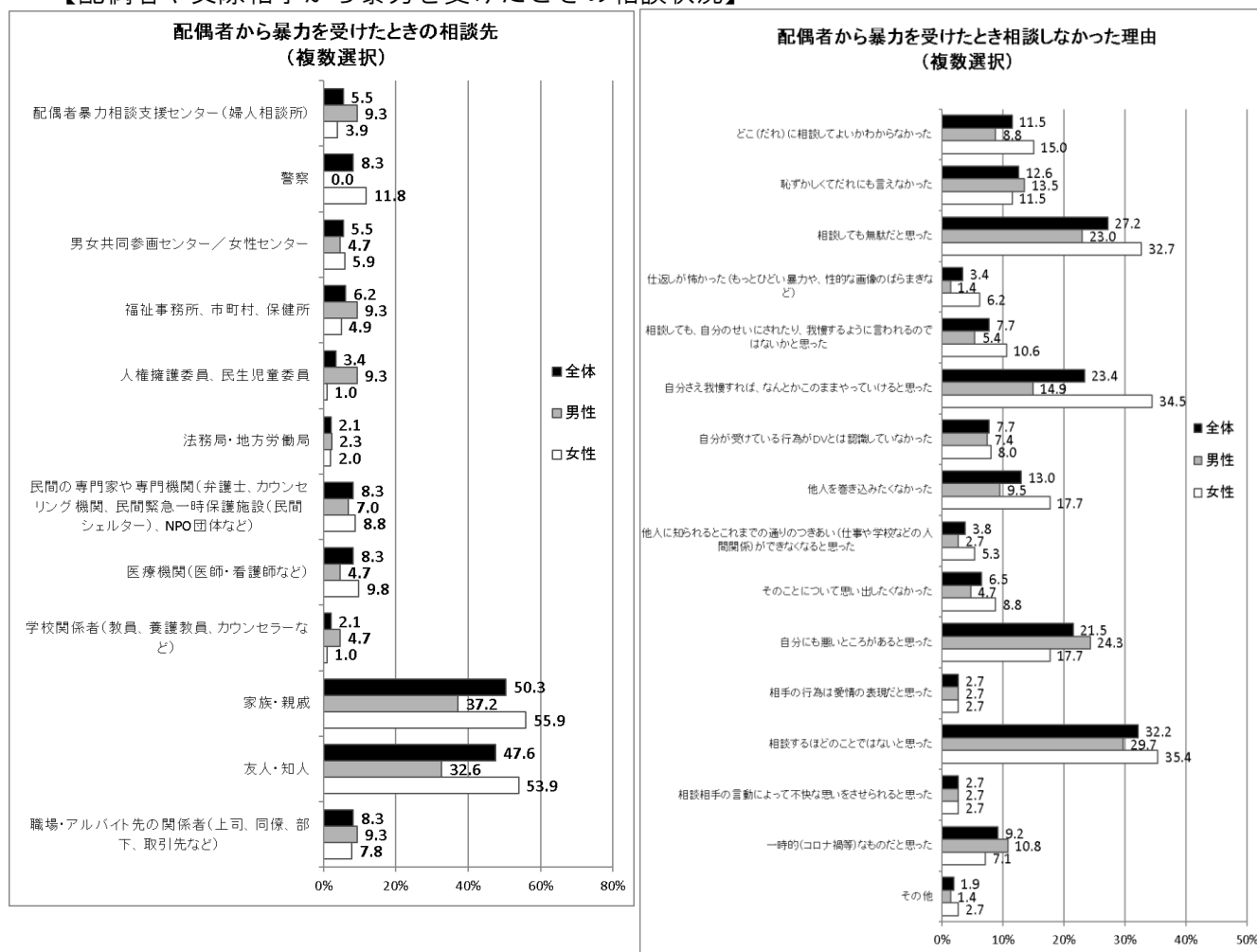
配偶者から暴力を受けたことがある女性は 3 人に 1 人、男性は 4 人に 1 人で、そのうち女性の半数、男性の 4 人に 1 人が怪我をしたり、精神的不調をきたしており、男女ともに 4 割程度が医師の診察等を受けています。また、子どもにも暴力や虐待が及んだケースが 1 割程度の状況です。

配偶者から暴力を受けても相手と別れなかった理由は、「別れるほどのことではないと思った」が最も多く、女性は「子どものことを考えた」、「経済的不安」も多くなっている一方で、男性では、「自分が悪い」、「世間体」が多い結果となっています。

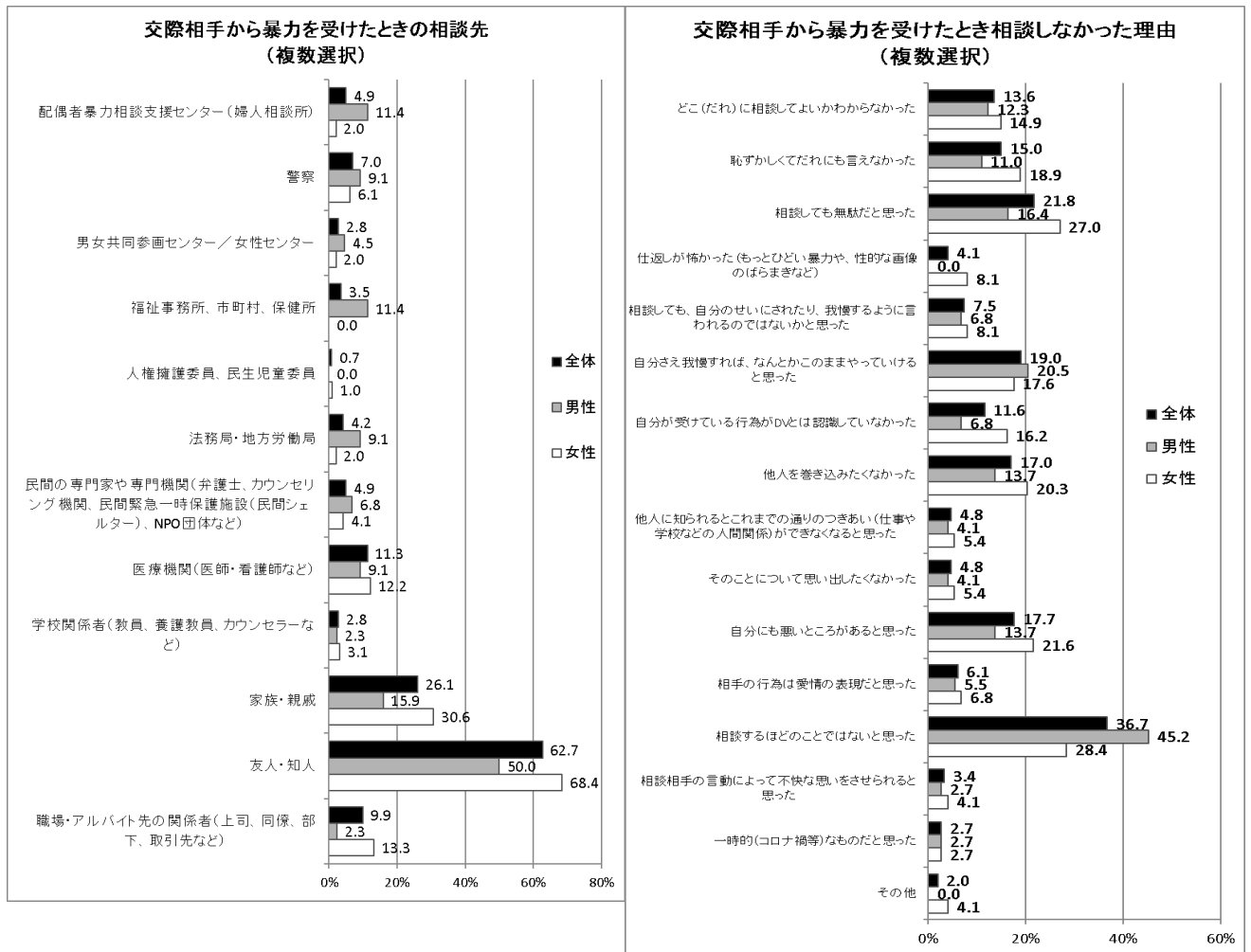
また、交際相手から暴力を受けたことがある女性は4人に1人、男性は5人に1人で、そのうち女性の半数、男性の4人に1人が怪我をしたり、精神的不調をきたしており、女性の4割、男性の7割が医師の診察等を受けたことがあります。

交際相手から暴力を受けても相手と別れなかった理由は、男性女性ともに「別れるほどのことではないと思った」が最も多く、次いで「自分が悪いのだと思っていた」、「相手には自分が必要だと思った」となっています。

### 【配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談状況】



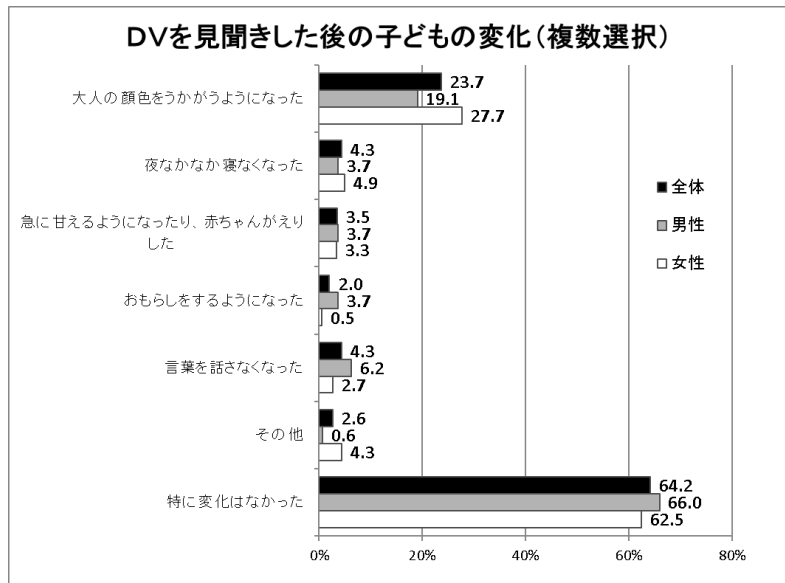
配偶者から暴力を受け被害相談したのは4割弱で、相談先は、「家族・親戚」、「友人・知人」の割合が多くなっています。どこにも相談しなかった人が6割(男性8割弱、女性5割)で、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く、次いで「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると考えた」の順に高くなっています。



また、交際相手から暴力を受け被害相談したのは半数で、相談先は、「友人・知人」、「家族・親戚」など、身近な人の割合が多くなっています。どこにも相談しなかった人が半数（男性6割、女性4割）で、その理由は、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」の順で多くなっています。

## 【DVの子どもへの影響】

子どもの前での暴力等（夫婦げんか等）が児童虐待に当たることを知っている認知度は半数程度であり、子どものDV認知度では、「子どもは見たことがある」が4割程度で最も高く、子どもがDVを認知している（「見たことがある」と「見たことはないが、音や声、様子から知っていた（知っている）」の合計）は半数で、DVを見聞きした後の子どもの変化については、「特に変化はなかった」

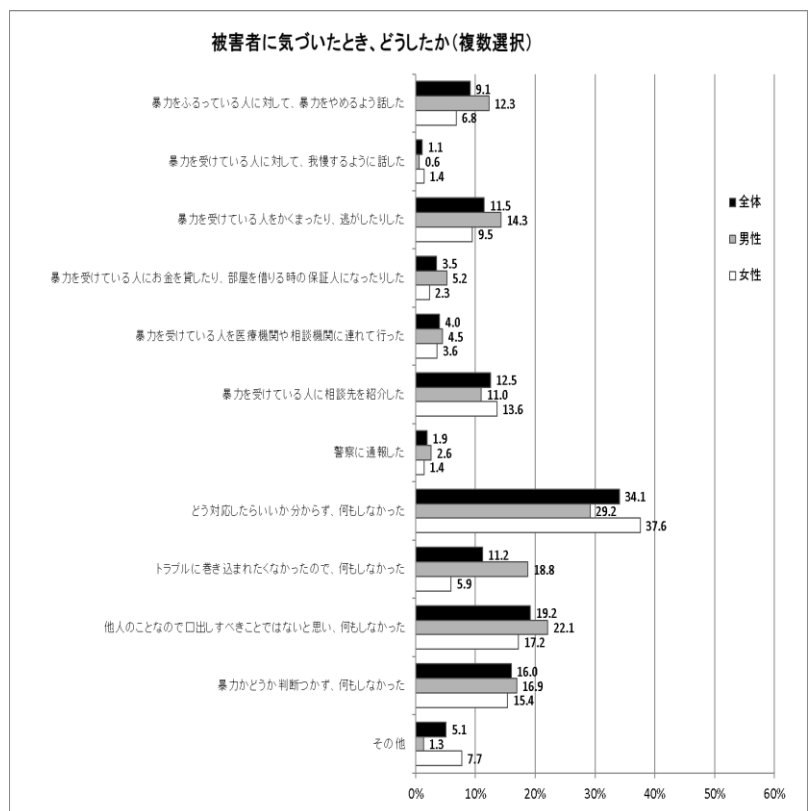


が最も高いが、次いで「親の顔をうかがうようになった」が高くなっています。

## 【被害者の周囲の人の対応】

配偶者や交際相手からの暴力の被害者が周囲にいると答えたのは1割で、その被害者の6割は「友人・知人」となっています。

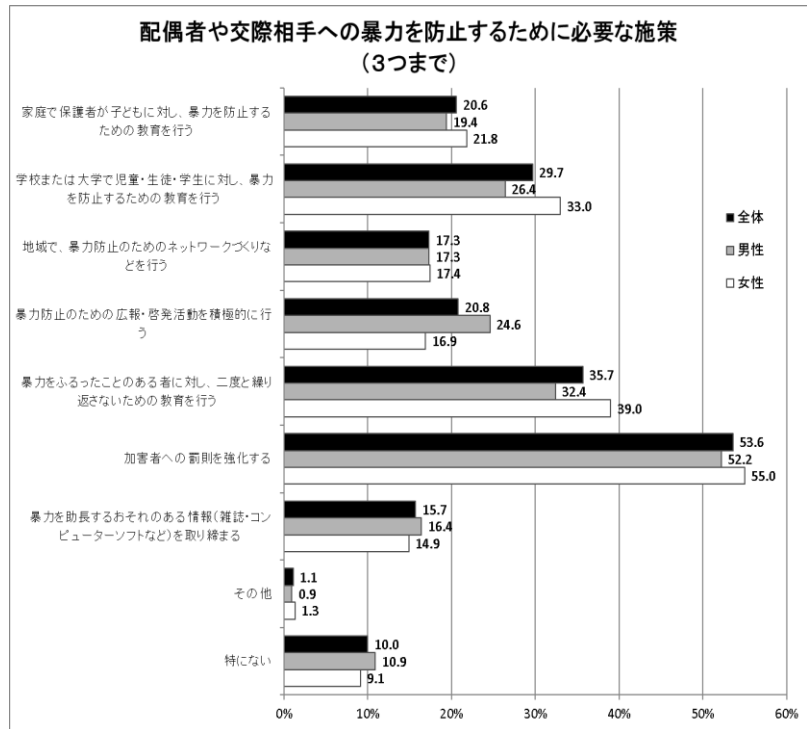
被害者に気づいたとき、被害者に相談先を紹介した人、被害者をかくまったり、逃がしたりした人がそれぞれ1割程度で、6割が「どうしたらいいかわからない」「口出しするべきではない」などの理由で「何もしなかった」と回答しました。また、警察に通報した人は2%、被害者に「我慢するように話した」人が1%ありました。



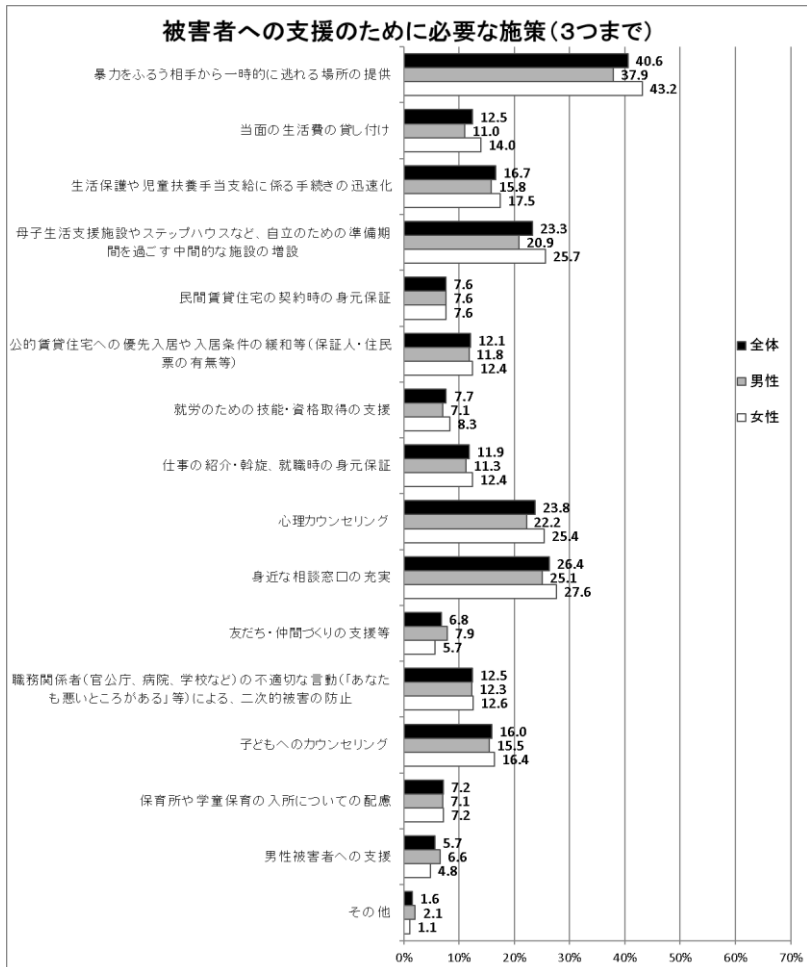
【配偶者や交際相手からの暴力の防止や被害者の支援のために必要な施策】

配偶者や交際相手への暴力を防止するために必要な施策は、「加害者への罰則を強化する」、「暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」、「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」の順に高くなっています。

被害者への支援のために必要な施策としては、「一時的に逃れる場所の提供」、「身近な相談窓口の充実」、「心理カウンセリング」の順に高くなっています。

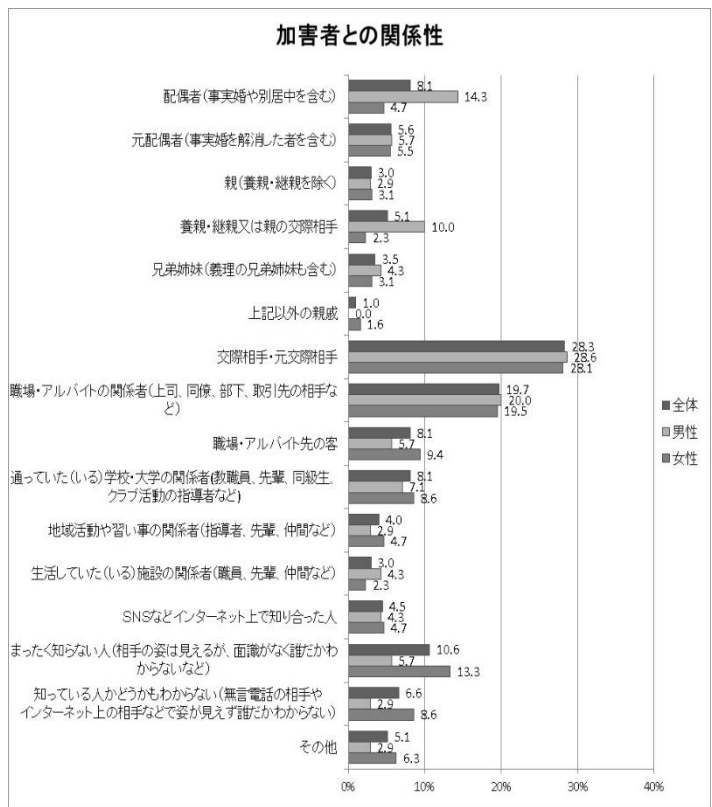
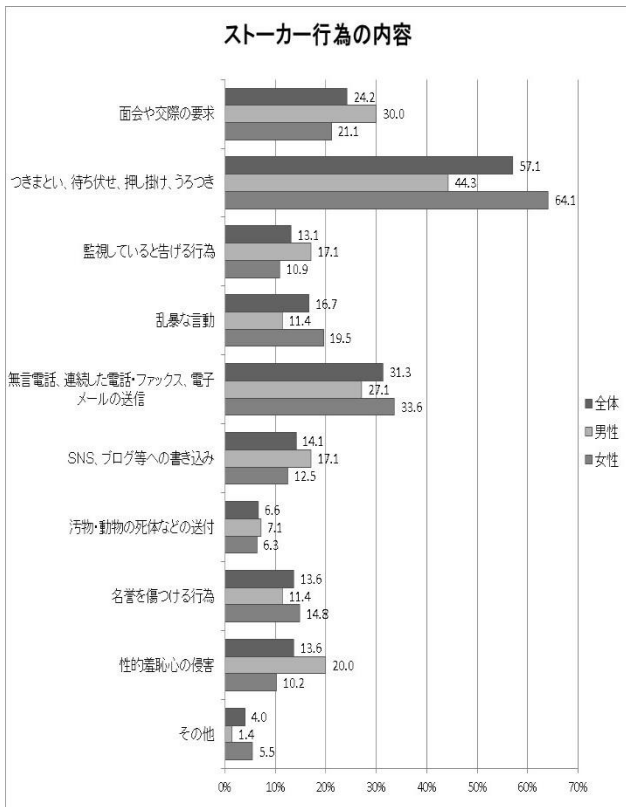
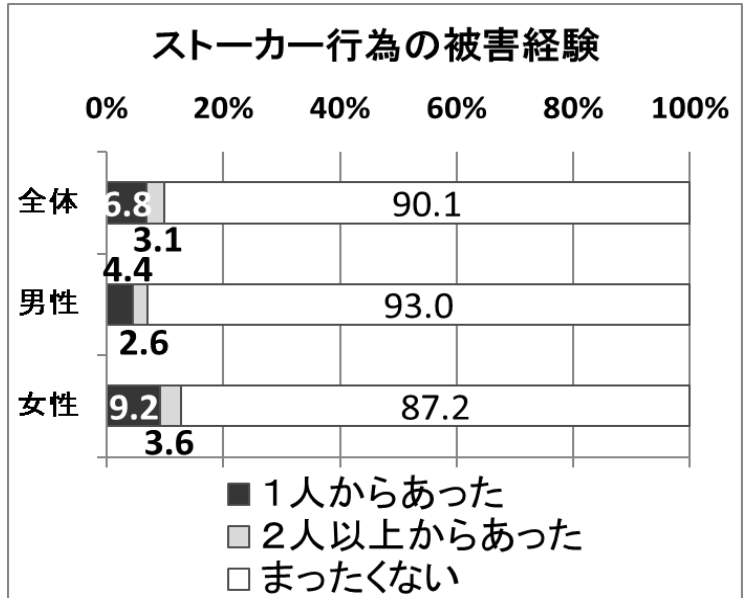


京都府の施策の認知度については、「京都府配偶者暴力相談支援センターでのDV専門相談、民間団体との連携による一時保護等」、「母子家庭のための職業訓練、給付制度に関する情報提供」がそれぞれ2割程度でした。



【ストーカー行為や被害経験の状況】

ある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・電子メールの送信やSNS・ブログ等への書き込みなど（以下、ストーカー行為とする。）の被害について、1人以上の被害経験がある人は約1割で、男女別では、被害経験がある男性は7.0%で、女性は12.8%と女性の方が高くなっています。



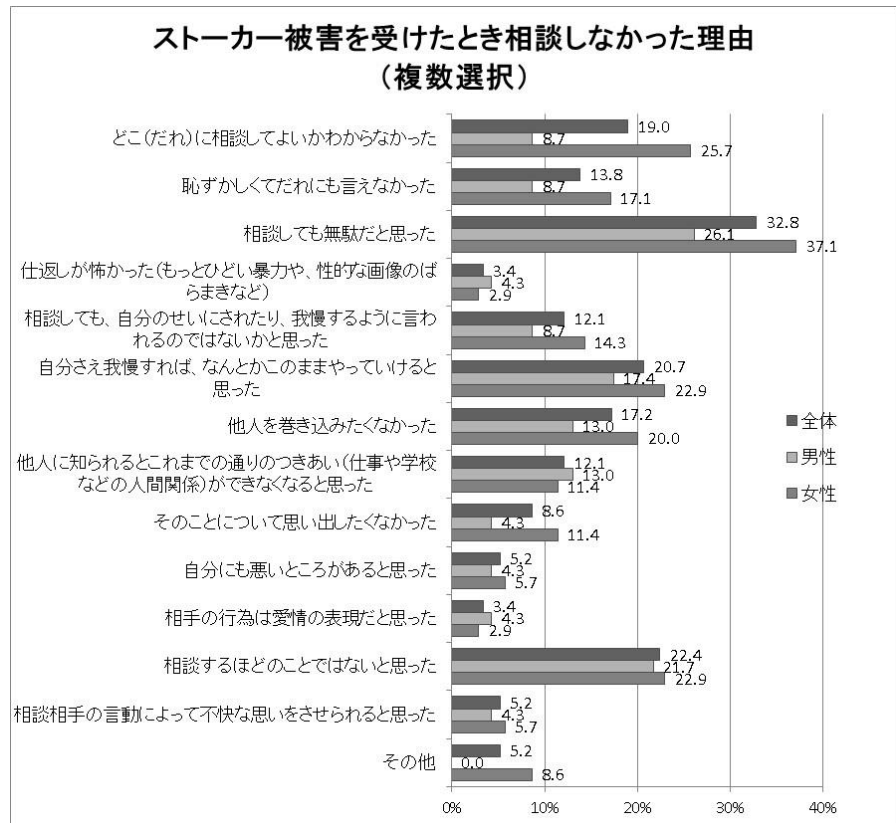
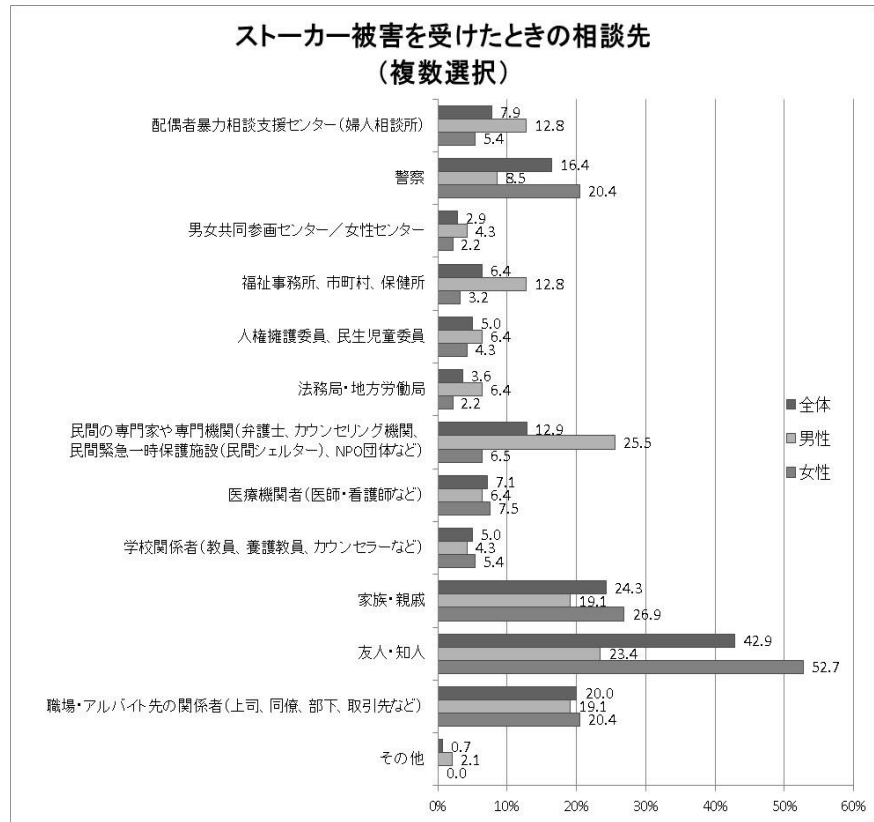
ストーカー行為の内容では、「つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、うろつき」、「無言電話、連続した電話・ファックス、電子メールの送信」、「面会や交際の要求」の順で高くなっています。

加害者との関係性については、「交際相手・元交際相手」28.3%、「職場・アルバイトの関係者」19.7%、「まったく知らない人」10.6%の順で高くなっています。

## 【ストーカー被害を受けたときの相談状況】

ストーカー被害を受けたとき相談したのは7割で、相談先は、「知人・友人」、「家族・親戚」の割合が多くなっています。

どこにも相談しなかった人が男女ともに3割程度で、その理由は、「相談しても無駄だと思った」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけるといった」の順に高くなっています。



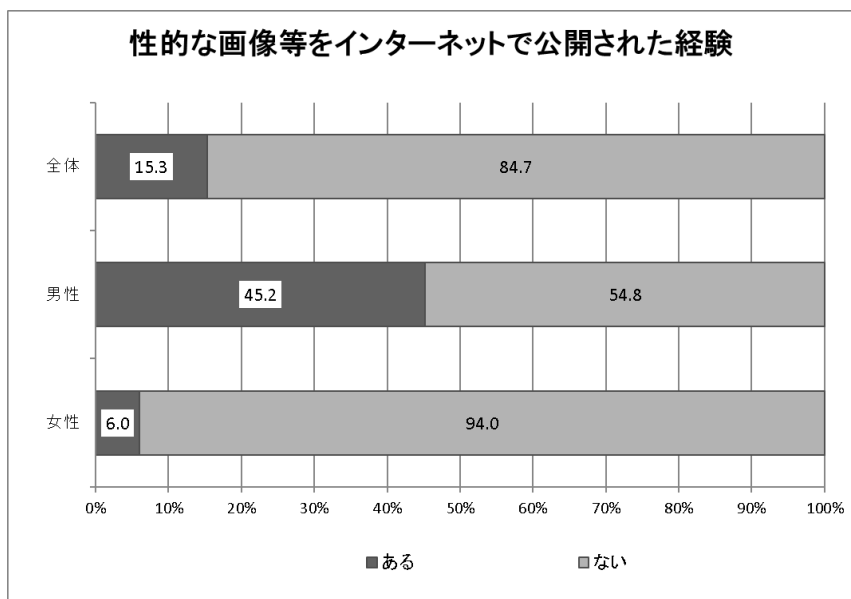
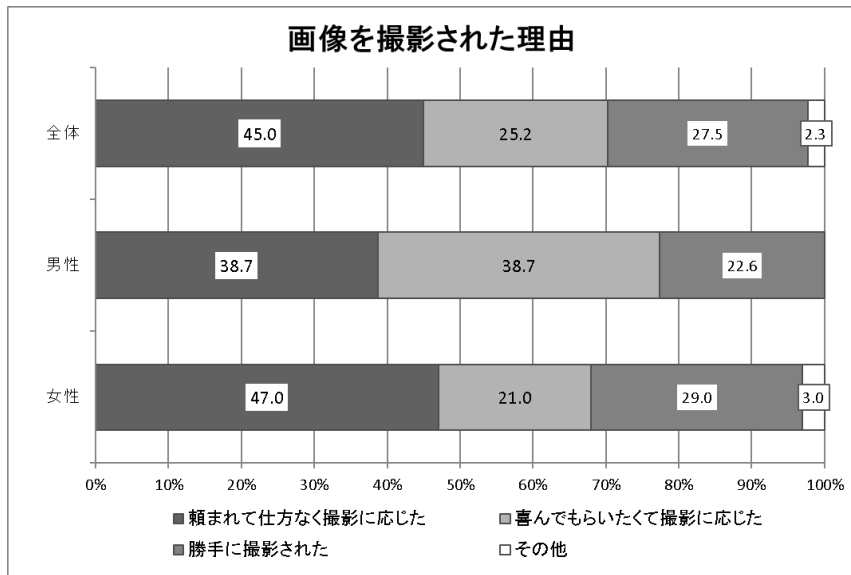
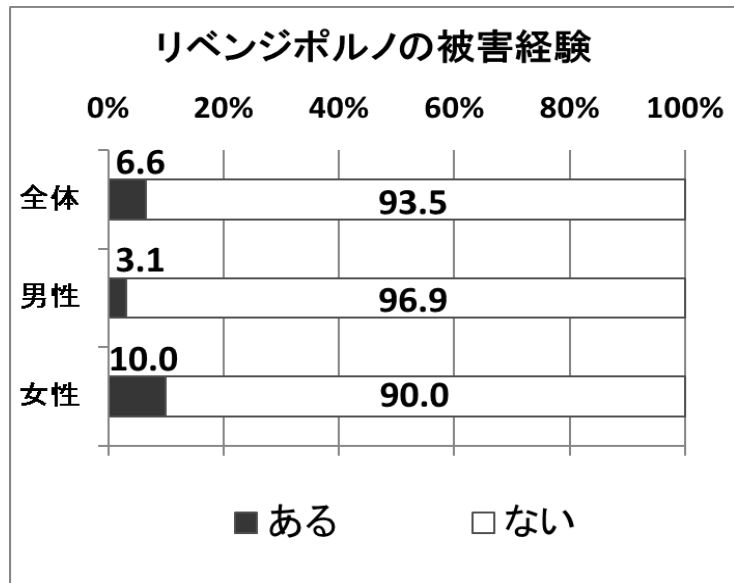


【リベンジポルノに関する被害経験の状況】

性的な画像等を撮影・所持されたことがある人は 6.6%で男女別では、被害経験がある男性は 3.1%で、女性は 10.0%と女性の方が高くなっています。

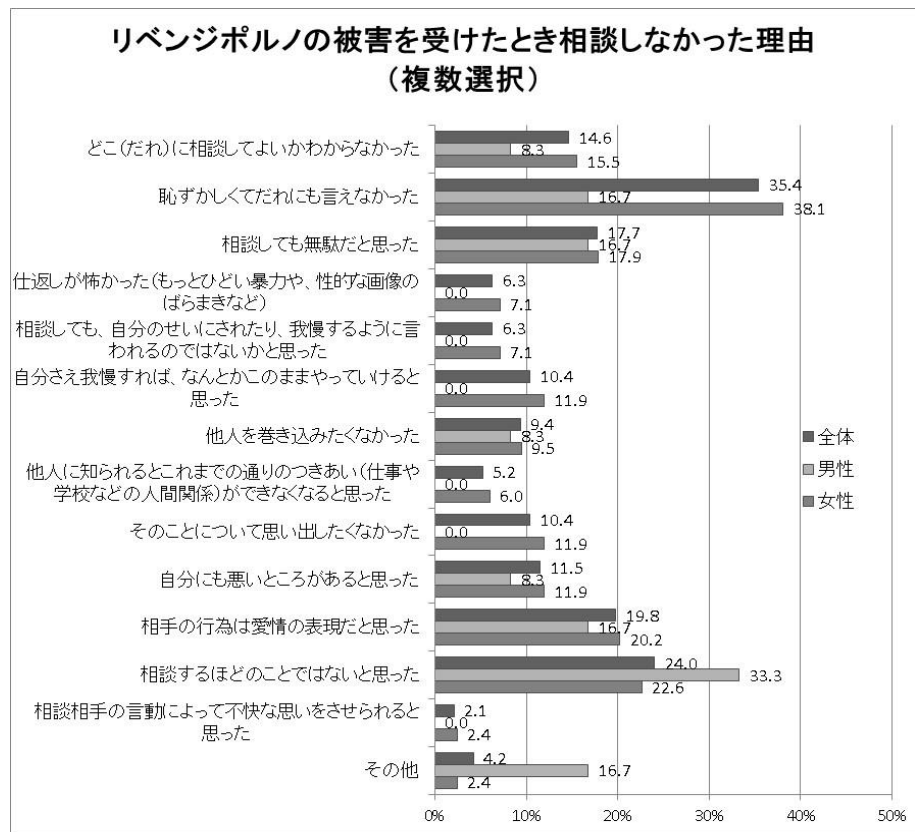
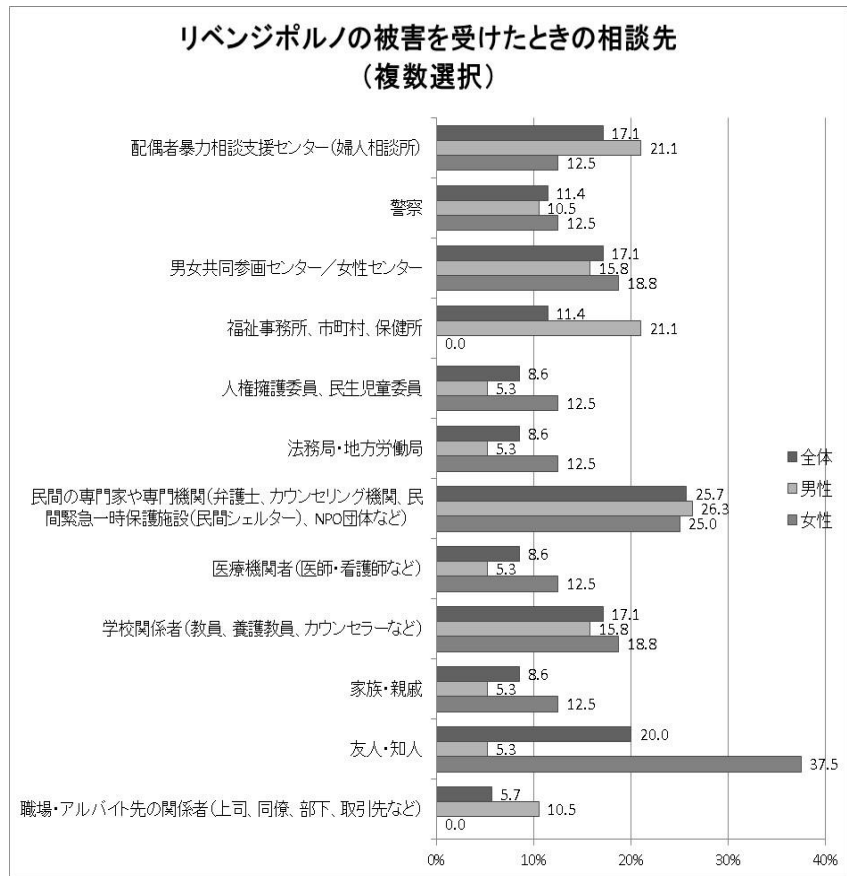
また、画像撮影された理由については、「頼まれて仕方なく撮影に応じた」、「勝手に撮影された」、「喜んでもらいたくて撮影に応じた」の順で高くなっています。

性的な画像等をインターネットで公開されたことがある人は 15.3%となっており、男女別では男性が 45.2%、女性が 6.0%と男性の方が高くなっています。



## 【被害を受けたとの相談状況】

被害を受けたとき相談したのは4人に1人(男性6割、女性約2割)で、相談先は、「民間の専門家や専門機関」、「友人・知人」などとなっています。一方でどこにも相談しなかった理由は、「恥ずかしくてだれにも言えなかった」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思った」、「相手の行為は愛情の表現だと思った」の順に高くなっています。



## 相談件数等の推移

### ①配偶者暴力相談支援センター

(家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター、京都市DV相談支援センター及び舞鶴市DV相談支援センター)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	6,333	6,360	6,387	5,232	5,404
女性	6,204	6,188	6,209	5,147	5,295
男性	129	172	178	85	109
増加率(%)	6.2	0.4	0.4	▲ 18.1	3.3
うち京都市DV相談支援センター	3,276	3,148	3,102	2,834	2,917
うち舞鶴市DV相談支援センター					139
交際相手からの暴力による相談件数	69	150	103	65	103
うち京都市DV相談支援センター	35	87	41	39	34
うち舞鶴市DV相談支援センター					21
DVIによる一時保護	88	88	87	47	46
DVIによる一時保護同伴児童	105	96	89	59	53

\* 内閣府調査(被害者本人からの相談のみが対象:夫、元夫、内縁、元内縁)

\* 相談件数には、京都市DV相談支援センター及び舞鶴市配偶者暴力相談支援センター(令和4年9月1日開所)を含む。

### ②男女共同参画センター

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全相談件数	2,428	2,515	2,448	3,869	4,440
うちDV関係	148	136	103	133	139
割合	6.1%	5.4%	4.2%	3.4%	3.1%

\* 全相談件数:一般相談、フェミニストカウンセリング、法律相談、労働相談

### ③京都府警察本部

#### ●DV事案検挙状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙件数	109	91	94	79	85

## V 計画の内容

### 基本目標 I DV被害に気づく環境づくり

#### 重点目標 1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

##### 【現状と課題】

被害者が立ち寄る可能性のある場所への、相談窓口の情報を掲載したDV防止啓発カードの配布、設置、講演会の開催やチラシなどによる広報啓発等、DVをなくす啓発期間（11/12～25）を中心とした集中的な広報啓発を実施してきました。

DV相談支援センターへの相談件数は令和2年度に過去最多となりましたが、現在は減少がみられるところです。

令和4年度に京都府が実施したアンケート調査結果においても、配偶者等からの暴力について「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は64.3%で、5年前に実施したアンケート調査と比較し、11.9ポイント減少しています。デートDVでは、「だれ（どこ）にも相談しなかった」と回答した割合は50.9%で、5年前と比較し、28.8ポイント減少しています。

また、相談した人の相談先は、配偶者からのDVでは「家族・親戚」「友人・知人」の順に多く、デートDVでは、「友人・知人」が約6割で最も多く、「家族・親戚」「医療機関」の順で続いています。

暴力に苦しむ被害者が安心して相談機関に相談できるために、市町村・企業・団体等あらゆる機関と連携し、被害者自身に気づきを促す情報の提供や、身近な相談先からつながる専門の相談機関の周知等きめ細やかな広報啓発を一層進める必要があります。

##### <アンケート調査から>

- 配偶者や交際相手から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（複数回答可）
  - 「どこ（だれ）にも相談しなかった」
    - ・ 配偶者からのDV：64.3%（前回調査：76.2%）
    - ・ デートDV：50.9%（79.7%）
  
- どこ（だれ）かに相談した場合の相談先（複数回答可）
  - ・ 配偶者からのDV：「家族・親戚」50.3%（52.4%）  
「友人・知人」47.6%（58.3%）  
「警察」8.3%（11.7%）、「民間の専門機関」8.3%（7.8%）、  
「医療機関」8.3%（3.9%）、  
「職場・アルバイト先の関係者」8.3%（5.8%）
  - ・ デートDV：「友人・知人」62.7%（80.8%）  
「家族・親戚」26.1%（34.6%）  
「医療機関」11.3%（7.7%）

【今後の取組】被害者自らがDVに気づく啓発の実施	関係部局
<p>① カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき（精神的暴力含む）を促す継続的な情報提供（拡充）</p> <p>被害への気づきを促すため、チェックリストやDV行為（精神的暴力含む）の例をカード・チラシ・SNS等で周知します。</p>	文化生活部
<p>② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施</p> <p>育児講座、防犯教室等の被害者が参加する講座において、DVの広報を実施します。</p>	文化生活部
<p>③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施</p> <p>DVをなくす啓発期間における集中的な啓発や町内会回覧板等での周知啓発により、地域における暴力を許さない意識の醸成を推進します。</p>	文化生活部
<p>④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開</p> <p>企業等と連携し、情報誌やメディア等の活用により、多くの府民に情報が届く広報を実施するほか、企業等内部での啓発や研修の実施を推進します。</p>	文化生活部
<p>⑤ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底（拡充）</p> <p>カード・チラシ等に性犯罪・性暴力を含むDVに関連する事象の相談支援機関の情報も明示し、周知を徹底します。</p>	文化生活部 健康福祉部
<p>⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発</p> <p>ストーカーやリベンジポルノ等、デートDVを含むDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームにおいて、一体として効果的な広報啓発を実施します。</p>	文化生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

## 重点目標２ 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

### 【現状と課題】

民生児童委員をはじめとする各種団体の会員等、被害者に接する可能性のある職務関係者をはじめ、府民に対する研修・講演等を開催し、DVの理解を促進するとともに、被害者への適切な対応を周知する啓発を実施してきました。

アンケート調査の結果では、友人や知人の被害を見聞きしたが「何もしなかった」と回答した人が61.6%（前回調査：57.6%）と、依然として高い割合になっており、被害防止のための積極的な行動にはつながっていません。

配偶者等からのDV被害者の64.3%、デートDV被害者の50.9%がどこにもだれにも相談しておらず、その理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が配偶者からのDVで32.2%、デートDVで36.7%となっており、ともに最も高くなっています。また、「相談しても無駄だと思った」が配偶者からのDVで27.2%、デートDVで21.8%となっており、5年前に比べて減少傾向にあるものの、一定数いる状況です。

二次的被害により、被害者が孤立感を深めたり、相談機関へ相談する気力をなくしてしまう可能性も高く、周囲が暴力に気づき、被害者の孤立を防ぐとともに、適切に相談機関への相談を勧められるよう、あらゆる府民のDVに対する理解を促す取組と併せ、被害者の早期発見に関わるあらゆる機関（福祉施設、教育機関、消防（救急）等）や地域ネットワーク（児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者サポートチーム等）との連携・協力が不可欠です。

### ＜アンケート調査から＞

- 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。  
(複数回答可)
  - ・ いずれの行動もとらなかった人の主な理由
    - 「どう対応したらいいかわからず、何もしなかった」34.1%（前回調査:21.9%）
    - 「他人のことなので口出しするべきでないと思い、何もしなかった」19.2%（24.2%）
  - ・ いずれかの行動をとった場合の主な内容
    - 「暴力を受けている人に相談先を紹介した」12.5%（11.7%）
    - 「暴力を受けている人をかくまったり、逃がしたりした」11.5%（9.6%）
- どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。
  - ・ 配偶者からのDV：「相談するほどのことではないと思った」32.2%（35.3%）  
「相談しても無駄だと思った」27.2%（32.2%）
  - ・ デートDV：「相談するほどのことではないと思った」36.7%（49.0%）  
「相談しても無駄だと思った」21.8%（36.3%）

【今後の取組】職務関係者・近親者による気づき及び相談の勧奨	関係部局
<b>① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着</b> 被害者を発見しやすい立場にある関係機関向けに、通報等の対応方法、相談支援機関の情報等をまとめたマニュアルに基づく対応周知を徹底します。	文化生活部
<b>② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ</b> DV以外の相談窓口においても被害に気づき、相談窓口へつなぐことができるよう、市町村等の職員への研修を実施します。	文化生活部 健康福祉部
<b>③ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）</b> 職務関係者は被害者の人権に配慮し、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において被害者の立場に立った配慮を行うとともに、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう対応します。	健康福祉部
<b>④ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施</b> 関係機関で実施される研修や府民に対する啓発講座等、あらゆる機会を捉えてDVの啓発を実施します。	文化生活部 健康福祉部
<b>⑤ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】</b>	文化生活部
<b>⑥ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】</b>	文化生活部
<b>⑦ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底（拡充）【再掲】</b>	文化生活部 健康福祉部
<b>⑧ 通報の趣旨の周知</b> DV防止法におけるDVの発見者による通報の努力義務規定を、府民に対して周知します。	文化生活部

## 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり

### 重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

#### 【現状と課題】

高校生・大学生等に対して、将来にわたってDVの被害者にも加害者にもならないよう、デートDV防止啓発冊子を作成し、授業での活用や、成人式等での配布など啓発を推進してきました。一方、ストーカーやリベンジポルノ等の関連事象への対応のためには、就学前から互いを尊重し、暴力を許さず、いのちを大切にす意識の醸成が必要です。

また、それら低年齢時からの教育・意識づくりと同時に、保護者に対しても、DVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発を実施する必要があります。

さらに、暴力を許さない意識の醸成のため、地域団体や企業とも連携したDVの周知啓発が必要であるとともに、被害者が地域で安全に生活するため、加害者に対する再発防止のための取組が求められます。

併せて、市町村におけるDV基本計画の策定（他の市町村計画の策定・改定時の一体的な策定）に際し、市町村に対する助言や情報提供を行うとともに、他の分野の計画等においても、DV防止、被害者保護の趣旨が踏まえられるよう働きかける必要があります。

#### <アンケート調査から>

- 配偶者や交際相手から次のようなことをされたことがありますか。（「なぐったり、けったり、物を投げつけられたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」、「人格を否定するような暴言や、自分もしくは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、何を言っても無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた」他）  
配偶者・29.5%（前回調査:36.8%）が、いずれかの暴力を受けたことが「あった」と回答  
交際相手・21.9%（前回調査:26.1%）が、いずれかの暴力を受けたことが「あった」と回答
- 配偶者や交際相手から受けた行為によって命の危険を感じたことがありますか。  
配偶者・13.8%（7.5%）が「命の危険を感じた」と回答  
交際相手・25.3%（11.7%）が「命の危険を感じた」と回答  
ストーカー・36.4%（―）が「命の危険を感じた」と回答
- 配偶者や交際相手から行為を受けたとき、どうしましたか。  
配偶者・43.1%（36.6%）が「別れようと思ったが別れなかった（別れていない）」、  
37.7%（43.8%）が「別れようと思わなかった（思っていない）」と回答  
交際相手・29.4%（26.3%）が「別れようと思ったが別れなかった（別れていない）」、  
21.5%（19.8%）が「別れようと思わなかった（思っていない）」と回答



【今後の取組】年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成	関係部局
① あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にすることを育む教育・研修の実施 人権教育等において、その発達段階に応じた教育・研修を実施します。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
② 年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発 心身の発達段階ごとに相応しい方法での暴力を許さない意識づくりや、小学生・中学生からのデートDVの啓発を実施します。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
③ あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発の実施 DVと児童虐待の関連やデートDVの現状等についての啓発を行います。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施 地域活動団体等と連携し、DVやデートDVに関する啓発を実施します。	文化生活部
⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施 職場での人権研修やコミュニケーション能力向上を目的とした研修等の機会を捉えて、企業等におけるDVに対する理解を促します。	文化生活部 商工労働観光部

【今後の取組】加害者への対応	関係部局
① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ 加害者に対し、DV行為を行っていることの気づきを与える指導・警告をするなど、暴力を抑止する働きかけを行います。	警察本部
② 加害への気づきを促す情報提供 チェックリストやDV行為の例を掲載したチラシ等により、加害への気づきを促します。	文化生活部
③ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施 被害者支援の一環として、加害者の抱える経験等を踏まえ、加害者にも被害者にもならないよう、加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないためのプログラムを実施します。	文化生活部 健康福祉部
④ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】	文化生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部

【今後の取組】市町村の取組への働きかけ	関係部局
① DV基本計画策定の働きかけ及び支援 DV基本計画未策定の市町村や、市町村の男女共同参画計画の策定・改定に向けての助言や情報提供を行います。	文化生活部

## 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

### 重点目標 4 相談体制の充実・強化

#### 【現状と課題】

平成 22 年度に家庭支援総合センターを中心に北部・南部家庭支援センターと連携し、女性・児童・障害部門等総合的な専門相談体制を整備するとともにそれぞれのセンターをDV相談支援センターと位置づけ、相談機能を強化しました。

京都市DV相談支援センター（平成 23 年度）、舞鶴市配偶者暴力相談支援センター（令和 4 年度）の設置や府内全市町村に相談窓口が設置されるなど市町村の相談窓口も整備されてきています。

相談機能の強化に伴い、相談窓口寄せられる相談件数は増加し、相談内容も多様化・複雑化していることから、DV相談支援センターの専門性の向上や被害者の身近な相談窓口である市町村の相談体制のさらなる充実が求められています。

また、男性からの相談も一定数存在しており、性別等に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口の設置が必要です。

#### ＜アンケート調査から＞

○ 被害者への支援策として必要なもののうち相談体制に係る回答（複数回答可）

- ・ 主な回答は、「身近な相談窓口の充実」26.4%（前回調査: 20.9%）
- 「心理カウンセリング」23.8%（前回調査: 26.9%）
- 「男性被害者への支援」5.7%（前回調査: 5.8%）

【今後の取組】身近な相談窓口の設置	関係部局
① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充） 性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置するとともに、女性相談員だけでなく男性相談員による相談対応も行います。	文化生活部 健康福祉部
② 相談支援体制の充実 仕事帰りにも来所相談を受けられるよう家庭支援総合センターの来所相談時間を延長するとともに、必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。	健康福祉部
③ 国等と連携した相談体制の構築（拡充） 国等の実施するオンラインやSNS相談と連携し、地域を問わず、かつ若年層や昼間働いている方をはじめ多様な方が相談しやすい体制を構築します。	文化生活部 健康福祉部

【今後の取組】市町村の相談窓口での相談体制の充実	関係部局
① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築） 被害者の最も身近な行政機関である市町村の相談窓口を明確にするとともに、迅速で効果的な被害者支援に向け、関係課等が一体となった市町村内ネットワークの構築を働きかけます。	文化生活部 健康福祉部
② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援 市町村の相談窓口での様々なニーズに対応する「DV被害者支援マニュアル（相談）」を活用し、円滑な相談業務を支援します。	健康福祉部
③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成 市町村の相談員等に対し、DVへの理解を深める基礎的研修から、法制度や多様な被害者への対応等の専門的研修まで体系的に行うことで、面前DVへの対応など身近な相談窓口における対応力の向上を図ります。	健康福祉部
④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施 多様な相談、困難事案や複雑な事案に対して、家庭支援総合センター相談員等が助言を行うことで、円滑な対応を支援します。	健康福祉部
⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ 住民基本台帳の閲覧等の制限手続きが適切に行えるよう、相談共通シートの活用や窓口の一元化等による被害者の情報管理の徹底を働きかけます。	健康福祉部

【今後の取組】DV相談支援センター等相談員の対応力強化	関係部局
① DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施 DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカー等専門的立場から関わる者に対し、より専門的な研修を行うことで、法的対応力や個別ケースに寄り添った相談対応が行えるよう資質の向上を図ります。	健康福祉部
② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施 家庭支援総合センターにおける複雑・困難な事案に対し、外部専門家（医師や弁護士等）からの指導・助言による対応力の強化を行います。	健康福祉部
③ 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化（新規） 被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、相談内容はもとより、相談したこと自体についても秘密が守られるよう体制・環境づくりを強化します。	健康福祉部
④ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】	健康福祉部

【今後の取組】切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化	関係部局
① 転居を伴う被害者への都道府県間、市町村間の連携による継続的支援の実施（拡充） 転居を伴う被害者に対しては、都道府県間、市町村間の連携による切れ目のない支援体制の構築を働きかけます。	健康福祉部
② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実 居住地以外の相談窓口にも気軽に相談できるよう、相談窓口や相談時間等を他市町村の広報誌にも掲載する等、福祉圏域での市町村の広域連携を進めるよう働きかけます。	健康福祉部

<p>③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備</p> <p>府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携を強化し、被害者の状況に応じた的確な相談対応に加え、安心・安全で迅速な保護の確保の充実を行います。</p>	<p>健康福祉部 警察本部</p>
<p>④ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築（新規）</p> <p>身体的・心的外傷等を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整え、心身の健康回復のための医学的、心理学的な支援を行い、中長期的に寄り添い続ける支援を行える体制を整備します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>⑤ 法律相談の実施及び情報提供（新規）</p> <p>法律問題で悩みを抱えている方のために弁護士による無料法律相談を実施するとともに、京都弁護士会が実施する女性のための無料電話相談や、日本司法支援センター（法テラス）が実施する法律相談・弁護士費用等の立替えなどの民事法律扶助等に関する情報提供及び連携強化を図ります。</p>	<p>文化生活部 健康福祉部</p>
<p>⑥ 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援（新規）</p> <p>性的な被害による心的外傷等を抱えている方に対しては、性被害・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷等の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等を実施します。</p>	<p>健康福祉部 警察本部</p>

## 重点目標 5 緊急保護の充実

### 【現状と課題】

家庭支援総合センターでは、夜間休日を含む 24 時間体制で、警察や市町村、福祉事務所等との緊密な連携・協力により被害者の安心・安全を図りながら、迅速な保護を実施していますが、被害者の状況に応じたシェルター（一時保護機能）の確保や市町村や民間支援団体との連携による緊急一時保護体制の充実、警察との連携による安全対策のさらなる充実が必要です。

また、心に深い傷を負った被害者に対しては、一時保護期間中からのカウンセリングや医療機関との連携など、被害者の特性に応じた支援を実施していますが、被害者の状況の改善に向け、退所後においても継続した心のケアの充実が必要です。

### <アンケート調査から>

- 配偶者から暴力を受けたことがありますか。
  - ・ 女性では 34.1%（前回調査: 41.2%）、男性では 25.7%（32.4%）が「暴力を受けたことがあった」と回答。そのうち女性の 56.7%（46.9%）、男性の 25.1%（28.2%）が「けがをしたり精神的不調をきたした」と回答
- 配偶者や交際相手から受けた行為によって命の危険を感じたことがありますか。
 

配偶者 13.8%（7.5%）、交際相手 25.3%（11.7%）が「命の危険を感じた」と回答
- 緊急保護について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。（複数回答可）
  - ・ 「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」 40.6%（67.0%）
  - ・ 「心理カウンセリングの実施」 23.8%（26.9%）と回答

【今後の取組】	関係部局
① 国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施（新規） 国の基本方針に沿って一時保護までの同行支援、一時保護の決定と受け入れ、同伴する子への対応等、被害者の状況や多様なニーズに対応した一時保護を実施します。	健康福祉部
② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施（拡充） 民間支援団体と連携して被害者の状況に応じて適切な一時保護等を実施し、被害者の安全を確保するとともに、一時保護期間における支援対象者の通学・通勤・かかりつけ医療機関への通院について、加害者の追及可能性がないなど安全上問題がなく、本人が希望しており、将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、対応できるよう配慮します。	健康福祉部
③ 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ 市町村と連携し、緊急時における被害者の安全確保の充実を行います。	健康福祉部
④ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化 警察等と連携し、被害者を保護する施設の安全確保体制を強化します。	健康福祉部 警察本部
⑤ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化 被害者にとって不安の大きい一時保護所までの移動については、市町村や保健所等と連携するとともに、被害者の状況等に応じ、警察と連携し、安全対策の強化を行います。	健康福祉部 警察本部
⑥ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実 心に深い傷を負った被害者の特性に応じ、一時保護期間中からカウンセリングの実施や医療機関の受診、さらに退所後も継続して心のケアを行います。	健康福祉部
⑦ 警察との連携によるストーカー被害者への支援 警察と連携し、状況に応じた被害者への安全確保を行います。	健康福祉部 警察本部
⑧ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築（新規）【再掲】	健康福祉部
⑨ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実（拡充） 一時保護所での同伴児童に対し、一時保護中でも教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援やカウンセリングを実施するなど支援の充実を図り、加えて退所後も適切な支援が受けられるよう市町村や学校等への連絡票を作成し、継続した支援を進めます。 また、同伴する家族が中学生以上の男児等や児童以外の場合でも支援対象者のニーズに寄り添った支援を行い、一時保護委託の活用など親子分離等を防止します。	健康福祉部

## 重点目標 6 DV家庭に育つすべての子どもへの支援

### 【現状と課題】

一時保護所に同伴する子どもたちは、子ども自身が暴力にさらされているだけでなく、家庭でDVを目撃すること（面前DV）により、心のダメージを受けている場合があることから、一時保護期間中も児童相談所等と連携した子どもの保護や心のケアの充実、さらに保育の実施や学習支援を行っています。

子どもの状況によっては退所後も要保護児童対策地域協議会と連携した切れ目のない心のケアの充実に加え、転居先保育所での随時入所や子どもの状況に応じた就学手続き等、被害者や子どもへの負担を軽減する柔軟な対応が必要です。

また、子どもが暴力、暴言を見聞きすることが、子どもの心に大きなダメージを与えることについて広く周知するとともに、子どもの面前で暴力行為を行った保護者へは、児童虐待対応機関（児童相談所、市町村等）による指導支援や常に子どもを身近で見守る学校の教職員や保育士などによる、DV家庭に育つすべての子どもに寄り添った支援の充実が必要です。

＜アンケート調査から＞

○ 配偶者から行為を受けたとき、どうしましたか。
・「別れたい（別れよう）と思ったが別れなかった（別れていない）」 43.1%（前回調査: 36.6%）
・「別れたい（別れよう）と思わなかった」37.7%（43.8%）
○ 相手と別れなかった（別れない）理由は何ですか。（複数回答可）
・「別れるほどのことではないと思った」37.2%（47.6%）、「子どもがいる（妊娠した）から、子どものことが気がかり（親権、子どもの意思、環境）」33.8%（33.7%）、そのうち女性は45.0%（40.7%）で男性より20ポイント高い。
○ 暴力等の行為を受けた（受けている）のを子どもが見た後、子どもに何か変化がありましたか。（複数回答可）
・「大人の顔色をうかがうようになった」23.7%（25.1%）
○ 暴力が子どもにも及んだか。
・あった 12.7%（16.3%）
○ 被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。（複数回答可）
・「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」40.6%（67.0%）
・「子どもへのカウンセリング」16.0%（11.2%）

【今後の取組】	関係部局
① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進 地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対し、DVが子どもに及ぼす影響について、研修・啓発等を実施することで、DV家庭に育つすべての子どもへの理解を促進し、子どもへの適切な対応を支援します。	健康福祉部
② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実 心のケア等支援の必要なDV家庭に育つ子どもには要保護児童対策地域協議会と連携し継続的な支援の充実を図ります。	健康福祉部
③ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への児童虐待対応機関（児童相談所、市町村等）による指導支援を強化します。	健康福祉部
④ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実（拡充）【再掲】	健康福祉部
⑤ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実	健康福祉部

一時保護所の行動観察の結果、退所後も地域で継続的な心のケア等の支援が必要な子どもに対し、要保護児童対策地域協議会や学校等と連携するなど継続的な支援を行います。	
⑥ 保育所の優先随時入所や就学手続き等の弾力的運用、加害者への対応等個人情報適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ 保育所の優先随時入所や就学手続き等、子どもの状況等に応じた柔軟な対応や加害者からの問い合わせに対する対応等、被害者の状況に寄り添った対応を市町村や教育委員会へ働きかけます。	健康福祉部 教育委員会
⑦ 保育所、幼稚園・学校、地域子育て支援拠点等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実（拡充） DVが子どもの心に及ぼす影響等への理解を深めるため、保育士や教職員等への研修や啓発等の充実を図るとともに、府総合教育センターの電話・来所相談、学校におけるスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」の活用などDV家庭に育つすべての子どもへの見守り支援体制の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部 教育委員会
⑧ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】	健康福祉部

## 重点目標 7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応

### 【現状と課題】

外国人被害者は、言葉や文化の違いから社会の中でも孤立しやすく、相談窓口の存在を知らない場合があることから、外国語に翻訳した相談窓口案内の配布や外国人支援団体と連携した相談対応等を行っていますが、市町村等の相談窓口では、日本語が十分理解できないために自らの状況がうまく伝わらない場合があることから、適切な相談対応に向けた工夫が必要です。

障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）の人は、DVが潜在化しやすい傾向にあり、障害者や高齢者の虐待相談窓口や福祉サービス、人権相談窓口等との連携による被害者の早期発見や支援が必要です。

また、男性からの相談も一定数存在しており、性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口の設置が必要です。

【今後の取組】外国人被害者への支援	関係部局
① 外国人支援団体と連携した相談対応や自立支援の充実（拡充） 日本語を十分理解できない外国人被害者に対し、外国人支援団体等と連携し、通訳派遣等さらなる相談対応の充実を図るとともに就労支援や被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実を図ります。	健康福祉部
② 外国人被害者の母国語（翻訳）相談シートを活用した相談窓口での被害者支援 外国人被害者に対応できる母国語(翻訳)相談シートを作成・活用し、市町村DV相談窓口における外国人被害者への支援の充実を図ります。	健康福祉部
③ 外国人被害者の母国語（翻訳）による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成	健康福祉部

日本語を十分理解できない外国人被害者が、支援制度や各種手続きを理解できるように翻訳リーフレットを作成し、外国人被害者への支援の充実を図ります。	
<b>④ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】</b>	健康福祉部

<b>【今後の取組】障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等の被害者への支援</b>	関係部局
<b>① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化</b> 市町村のDV相談窓口と障害者・高齢者虐待相談窓口との連携により、障害のある人や高齢者のDV被害への迅速な対応を行います。	健康福祉部
<b>② 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等被害者に対応した一時保護委託の充実（拡充）</b> 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ（性的少数者）等、被害者の状況に応じた一時保護委託先の充実を図ります。	健康福祉部
<b>③ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】</b>	健康福祉部

<b>【今後の取組】男性被害者や加害者への対応</b>	関係部局
<b>① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充）【再掲】</b>	文化生活部 健康福祉部
<b>② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施（拡充）【再掲】</b>	健康福祉部
<b>③ 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】</b>	警察本部
<b>④ 加害への気づきを促す情報提供【再掲】</b>	文化生活部
<b>⑤ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施【再掲】</b>	文化生活部 健康福祉部
<b>⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】</b>	文化生活部 健康福祉部 教育委員会 警察本部



## 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

### 重点目標 8 支援策の充実・強化

#### 【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立し、安心して生活するため、福祉、教育、労働（就労）、保健・医療等の関係機関が支援をしていますが、被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって支援していくことが必要です。

また、市町村は、被害者への支援制度やサービスの情報提供・相談の窓口となることから、支援制度等をまとめたマニュアルを配布するなど市町村への支援も必要です。

#### ＜アンケート調査から＞

- 生活再建について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。  
(複数回答可)
- ・「母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設」23.3% (前回調査:17.8%)、
  - 「公的制度活用（生活保護や児童扶養手当支給に係る手続き）の迅速化」16.7% (19.8%)、
  - 公的賃貸住宅への優先入居や入居条件の緩和等（保証人・住民票の有無等）12.1% (6.9%) と回答

【今後の取組】	関係部局
<b>① 一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実</b> 被害者の心理的支援と安定した生活支援が図れるよう、家庭支援総合センターで自立支援計画を作成し、一時保護所から母子生活支援施設等への退所後も継続した支援の充実を図ります。	健康福祉部
<b>② 「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」による市町村の支援体制への支援</b> 支援制度等をまとめた「DV被害者支援マニュアル（自立支援）」を活用し、市町村における相談支援体制を支援します。	健康福祉部
<b>③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ</b> 生活保護、教育、健康保険・年金等多岐にわたる被害者支援施策を的確に提供するため、相談段階から被害者に寄り添い、市町村内関係課につなぐ「被害者支援コーディネーター」の配置を働きかけます。	健康福祉部
<b>④ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実</b> 被害者の一時保護所からの段階的な社会的自立に向け、京都ジョブパーク等との連携強化により、自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部
<b>⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実</b> 府営住宅における特定目的優先入居の継続実施・充実などにより被害者の居	健康福祉部 建設交通部

住支援を図るとともに、市町営住宅への優先入居の実施を働きかけます。	
⑥ セーフティネット登録住宅についての情報提供等民間賃貸住宅への入居支援を実施（新規） 公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するため、住宅確保要配慮者を対象としたセーフティネット登録住宅に関する情報提供を行うとともに、住宅確保支援団体との連携を図ります。	健康福祉部

## 重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

### 【現状と課題】

被害者が地域の中で社会的に自立し、安心して生活するため、就労支援などに加え、長期にわたる暴力が引き起こす健康被害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）などからの回復に向け、相談機関から専門的なカウンセリング機関につなぎ、継続的な支援をしています。

また、被害者が見知らぬ地域で生活を始める場合は、孤立することなく見守る地域生活サポーターによる寄り添い型の支援を行っており、今後も地域で継続した相談対応や必要に応じたアウトリーチによる支援を実施するなど見守り支援体制を充実していくことが必要です。

さらに、心のケアの必要な同伴児童に対しては、要保護児童対策地域協議会と連携した支援や市町村ごとに地域で活動する支援者と連携した支援が必要です。

### ＜アンケート調査から＞

○ 生活再建について被害者への支援策としてどのようなことが必要と考えますか。 (複数回答可)
・「心理カウンセリング」23.8% (26.9%)、「子供へのカウンセリング」16.0% (11.2%)、「仕事の紹介・斡旋、就職時の身元保証」11.9% (11.9%)、「就労のための技能、資格取得の支援」7.7% (7.1%)と回答。

【今後の取組】被害者の生活の安定と心のケア	関係部局
① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実 被害者の心理的回復に時間を要するため、相談機関から身近な地域のカウンセリング機関や保健所等につなぐなど、継続的な心理的ケアの充実を図ります。	健康福祉部
② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実 同様の体験をしたDV被害者同士がお互いに共感しながら意見交換を行う心理的ケアにより「自助の力」を引き出す支援の充実を図ります。	文化生活部
③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実（拡充） ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークでの就業支援等、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。	健康福祉部
④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実 ファミリーサポートセンターの活用等、被害者の日常生活や同伴児童の養育を地域で支援する体制の充実を図ります。	健康福祉部
⑤ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実【再掲】	健康福祉部
※ ピア・カウンセリング=同質（類似）の問題をもつ者同士の分かりあい・支え合いにより潜在能力や可能性を取り戻そうとする活動。お互いが聞き役・話し役になって、必要な援助を与えあうもの	

【今後の取組】 被害者や子どもを地域で見守る体制	関係部局
① 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化 一時保護所退所後も継続した相談対応や必要に応じたアウトリーチによる支援を実施します。	健康福祉部
② 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用 一時保護所等退所後に地域で生活を始める被害者の不安を軽減するため、被害者を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用を図ります。	健康福祉部
③ 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実 地域で活動を行う団体等（地域母子会や民生児童委員等）との連携を進め、被害者や子どもを地域で身近に見守る支援体制の充実を図ります。	健康福祉部

## 重点目標 10 関係機関の連携強化

### 【現状と課題】

被害者が早期に心身の回復を図るためには、相談、保護から被害者の社会的自立まで、継続的支援が必要です。

このため、京都府においては、平成 23 年 3 月に「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置し、「啓発」、「相談」、「保護・自立支援」の 3 つの部会の中で被害者支援の取組や意見交換を行ってきました。

今後とも、具体的な事案についても現場における対応に重点を置いて、実践的、継続的な協議を行い、支援の充実を図る必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① DV 関係機関等による協議会の設置、円滑な情報交換及び被害者への効果的かつ円滑な支援の促進（新規） 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する法定協議会を設置し、関係機関がそれぞれ専門性を活かし、個別ケースも含めて連携を図りながら情報交換を行うとともに、被害者の相談、保護、社会的自立支援に関する協議を行い、支援の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部
② 市町村における DV 施策の推進・連携体制の整備への働きかけ 市町村の DV 施策の推進にあたっては、関係機関との連携が促進されるよう働きかけます。	文化生活部 健康福祉部
③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化 行政機関と民間支援団体等との連携を進め、民間支援団体等の機能やノウハウを活かし、被害者の状況に対応した支援の充実を図ります。	文化生活部 健康福祉部
④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力（新規） 配偶者等からの暴力の問題と関係の深い分野において、関係機関及び関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めていきます。	文化生活部 健康福祉部

## 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

### 重点目標 11 民間支援団体との連携・支援

#### 【現状と課題】

社会福祉施設や民間支援団体は、既に被害者支援に大きな役割を担っており、今後も独自の機能やノウハウを十分に発揮できるよう、府はこれらの団体等と協働して被害者支援を行っています。

なお、被害者の状況によっては、民間支援団体等による対応が効果的な場合もあることから今後さらに民間支援団体等と協働を進め、相談、保護・自立支援体制の充実についても検討していく必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施 （拡充）【再掲】	健康福祉部
② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成 民間支援団体等の強みを活かした支援ができるよう、専門的な研修を行い、 相談スキルや資質の向上を図ります。	健康福祉部
③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援 民間シェルター等が適切な被害者支援が実施できるよう、被害者への支援制 度等様々な情報提供を行います。	健康福祉部
④ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による 被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備【再掲】	健康福祉部 警察本部
⑤ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化 【再掲】	文化生活部 健康福祉部

## 重点目標 12 都道府県間の広域連携体制の充実

### 【現状と課題】

被害者をより安全に保護するため、時には、他の都道府県への一時保護や福祉施設等への入所による支援を行っています。

従来、個別に連絡・調整を図ってきましたが、他の都道府県での一時保護の受入について、平成 19 年 7 月に全国知事会による「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ」が取り決められ、被害者への支援や費用負担等について全国統一の取扱いがされるようになりました。

当該申し合わせの実効性の確保に向けては、都道府県間のみならず、市町村の協力が必要です。

【今後の取組】	関係部局
① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施 市町村と連携し、府県域を越えた被害者の送り出しや受入など保護手続が円滑にかつ被害者の安全確保が最優先に進むよう、支援の充実を図ります。	健康福祉部

## 重点目標 13 苦情処理体制の整備

### 【現状と課題】

京都府が行う男女共同参画の推進に関する施策などについては、京都府男女共同参画推進条例に基づく苦情処理体制を整備しています。

また、DV相談支援センターにおいて一時保護所入退所者へのアンケートを実施し、苦情への対応を図るとともに、加害者に対しては警察等を含め、被害者保護の立場に立った対応を図っていますが、相談機関や一時保護機関、民間支援団体等での二次的被害を防止するため、職員に対する継続的な研修を行うとともに、市町村においても、被害者等からの苦情に対して適切な対応がとれるよう働きかけを行う必要があります。

【今後の取組】	関係部局
① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ 市町村やその他の関係機関において、被害者からの苦情に対し適切な対応がとれるよう、研修の充実を図るとともに、市町村に対して男女共同参画担当課と福祉担当部局との連携を図るなどの体制整備を働きかけます。	文化生活部 健康福祉部

## VI 数値目標

	指標	現状 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
1	医療機関における啓発実施数	-	250 施設
2	各学齢期における暴力を許さない心を 育む学び、デートDV対策の啓発実施数	378 回 (令和元～4年度累計)	600 回 (120 回／年)
3	職場等における啓発協力企業等数	529 社 (令和元～4年度累計)	600 社 (120 社／年)
4	DVに関連する事象の関係機関が参加 するプラットフォーム参加民間団体数	11 団体	20 団体
5	相談支援担当職員の体系的研修受講 者数	685 名 (令和元～4年度累計)	1,400 名 (年 280 名／年)
6	一時保護所の設置数(委託含む)	9 か所 (令和元～4年度累計)	12 か所
7	アウトリーチによる相談・自立支援件数	349 件 (令和元～4年度累計)	600 件 (120 件／年)
8	DV被害者等に寄り添い関係機関と連 携した自立支援計画の作成件数	330 件 (令和元～4年度累計)	250 件 (50 件／年)

## 参考資料

- 1 取組の経緯
- 2 関係機関一覧
- 3 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画  
(第4次)」改定に係る意見聴取会議設置要領
- 4 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画  
(第4次)」改定に係る意見聴取会議委員名簿
- 5 計画改定経過
- 6 関連法令等一覧

# 1 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に係る取組の経緯

年度	国の動き	京都府の取組
平成 11 年 (1999)	男女共同参画社会基本法成立 ・「男女間における暴力に関する調査」を実施	
平成 12 年 (2000)	ストーカー規制法 公布	
平成 13 年 (2001)	4月 DV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）公布 10月 一部施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV啓発パンフレット作成</li> <li>・ 相談員マニュアルの作成</li> <li>・ DV被害者のグループカウンセリング</li> </ul>
平成 14 年 (2002)	4月 DV防止法完全施行 ・ 保育所入所時の配慮（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力相談支援センター設置 相談受付の休日・夜間への拡大 臨床心理士によるカウンセリングの実施 入所者の安全確保（監視カメラ等の整備）</li> <li>・ 婦人相談員の増員による相談体制の充実</li> <li>・ 関係機関による一時保護委託先の確保（3施設）</li> </ul>
平成 15 年 (2003)	・ DV被害者の公営住宅優先入居（通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVサポートライン設置</li> <li>・ 非暴力グループワークの実施</li> <li>・ 一般啓発講座の実施</li> <li>・ 配偶者暴力相談支援センターにおける同伴児童のための保育士の配置</li> </ul>
平成 16 年 (2004)	12月 DV防止法改正法施行 ・ DVの定義の拡大（精神的暴力が追加） ・ 保護命令制度の拡充 ・ 国の基本方針、都道府県の基本計画の策定義務化 12月 国の基本方針策定 ・ 住民基本台帳の閲覧、住民票の交付、戸籍の附票の交付の制限（通知） ・ 健康保険の被扶養認定取消に係る被害者支援（通知）など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性のための相談ネットワーク会議の開催</li> <li>・ 通訳・翻訳実施（外国人被害者支援）</li> <li>・ 診断書料給付実施</li> <li>・ 婦人相談員の増員による相談体制の充実</li> <li>・ 府営住宅DV優先入居の開始</li> </ul>
平成 17 年 (2005)	・ 配偶者からの暴力被害者支援セミナー開始 ・ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業創設	<p>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村相談員等の養成研修開始</li> </ul>



年度	国の動き	京都府の取組
平成 18 年 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究、配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査研究の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究事業（内閣府）の受託実施</li> <li>・DV防止集中啓発事業の実施（以後、毎年実施）啓発チラシ、ニュースの発行啓発講座、DVを考えるつどいの実施</li> <li>・DV防止啓発カードの作成・設置</li> <li>・民間シェルターへの運営助成</li> <li>・母子生活支援施設及び民間支援団体への専門研修の実施</li> <li>・カウンセリングの拡充</li> <li>・一時保護委託施設の拡充（4施設）</li> <li>・「DV相談の手引き」の作成・配布</li> </ul>
平成 19 年 (2007)	<p><b>1月 DV防止法改正法施行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における基本計画の策定及びDV支援センター設置の努力義務化</li> <li>・保護命令制度の拡充 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護委託施設の拡充（7施設）</li> <li>・110番通報における即時対応システムの実施</li> </ul>
平成 20 年 (2008)	<p><b>基本方針の一部改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> </ul>	<p><b>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定（3月）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者保護用の監視カメラの整備</li> </ul>
平成 21 年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者向けデートDV防止啓発ハンドブックを作成</li> <li>・府営住宅DV優先入居の資格要件を緩和</li> </ul>
平成 22 年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府家庭支援総合センター及び北部・南部家庭支援センターを開設</li> <li>・パープルリボンキャンペーン（京都タワーライトアップ及び街頭啓発）を実施（以後、毎年実施）</li> <li>・「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を設置（以後、毎年開催）</li> </ul>
平成 23 年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内市町村での啓発冊子の配付（以後、毎年実施）</li> <li>・被害者への寄り添い支援、自立支援を行う地域生活サポーターを養成（以後、毎年実施）</li> <li>・被害者へのカウンセリングの充実</li> </ul>
平成 24 年 (2012)	<p><b>基本方針の一部改正</b> （外国人登録原票の取扱い及び年金に関する改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施</li> <li>・地域生活サポーターによる被害者支援の実施（以後、毎年実施）</li> <li>・段階的な社会的自立に向けたステップハウスを整備</li> </ul>

年度	国の動き	京都府の取組
平成 25 年 (2013)	<p>1月 DV防止法改正法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活の本拠を共にする交際する関係にある相手からの暴力及びその被害者について、法律を準用</li> </ul> <p><b>基本方針の一部改正</b> (基本方針の題名を変更、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者への準用について規定、先駆的な取組の提示 等)</p>	<p>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定(3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者向け対応・連携マニュアルを作成</li> <li>若年者向けデートDV防止啓発ハンドブックを作成</li> <li>DV防止啓発カード(多言語対応)の作成</li> <li>家庭支援総合センターにおいて弁護士による法律相談を実施</li> <li>寄り添い型支援チームによる被害者の地域生活復帰支援や同伴児童の心のケアへの支援</li> </ul>
平成 26 年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ストーカー行為等の被害者支援実態等に関する調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防犯ステーションなど地域活動拠点等への啓発及び企業等の職場研修を活用した研修(以後、毎年実施)</li> <li>DV防止啓発冊子を作成</li> <li>支援制度等をまとめたガイドブックの作成</li> <li>市町村相談員等のスキルアップ研修の実施</li> </ul>
平成 27 年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV防止啓発冊子を増版・啓発カードの作成</li> <li>デートDV防止啓発出前講座の実施</li> <li>一時保護所同伴児童への学習サポーターによる学習支援の実施</li> <li>京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA の開設</li> </ul>
平成 28 年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発カードの作成</li> <li>市町村相談員等のスキルアップ研修の実施(以後、毎年実施)</li> </ul>
平成 29 年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」を実施</li> <li>「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> <li>「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年者向けデートDV防止啓発冊子・カードを作成</li> <li>DV防止啓発カード・シールを作成</li> <li>一時保護委託施設・シェルターの拡充(9施設)</li> </ul>
平成 30 年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査」を実施</li> </ul>	<p>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定(3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若年者向けデートDV防止啓発冊子(改定版)を作成</li> <li>「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施</li> </ul>
令和 元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」を実施</li> <li>「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」を実施</li> <li>「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について」アンケートを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童虐待・DV防止連携推進員」を府内3箇所(京都・宇治・福知山)の家庭支援センターに設置</li> <li>DV、デートDVカード及びカードケースを作成</li> </ul>

年度	国の動き	京都府の取組
令和 2 年 (2020)	<b>4月 DV防止法改正法施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性暴力に関する SNS 相談「Cure time」を開設</li> <li>・ 「DV相談+（プラス）」を開始</li> <li>・ 性犯罪・性暴力に関する相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891」の運用を開始</li> <li>・ 配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金を支給</li> <li>・ 「民間シェルター等による配偶者暴力被害者等の支援の充実のための調査」を実施</li> <li>・ 「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> <li>・ 「DV被害者等のための民間シェルター実態調査及び先進的取組事例に関する調査」を実施</li> <li>・ 「性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命の安全教育」調査」を実施</li> <li>・ 「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV防止啓発冊子（改訂版）を作成</li> <li>・ DV防止啓発ステッカーを作成</li> <li>・ サンガスタジアム byKYOCERA における参加型パープルライトアップの実施</li> </ul>
令和 3 年 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「DV被害者等のための民間シェルター実態調査及び先進的取組事例に関する調査」を実施</li> <li>・ 「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV、デートDVカードを増版</li> <li>・ カードケースを作成</li> <li>・ サンガスタジアム byKYOCERA でのDV防止啓発動画の放映</li> </ul>
令和 4 年 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性犯罪・性暴力に関する相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891」の通話料無料化</li> <li>・ 「DV相談プラス事業における相談支援の分析に係る調査県有被害者支援に関するアンケート」を実施</li> <li>・ 「若年女性の性暴力被害等に関するインターネット調査」を実施</li> <li>・ 「民間シェルター実態調査」を実施。</li> <li>・ 「民間シェルターにおける先進的取組事例調査（アンケート）」を実施</li> <li>・ 「民間シェルターにおける先進的取組事例調査（ヒアリング）」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施</li> <li>・ DV防止啓発冊子を増版</li> <li>・ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA において 24 時間対応を開始</li> <li>・ 舞鶴市配偶者暴力相談支援センター開設</li> </ul>
令和 5 年 (2023)	<b>基本方針の一部改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「男女間における暴力に関する調査」を実施</li> </ul>	<b>「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定（3月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デートDV防止啓発冊子（改訂版）を作成</li> </ul>

## 2 関係機関一覧

※★マークの付いている相談は、いずれも予約が必要です。

※令和6年3月現在の内容です。内容については変更されることがあります。

### ●配偶者暴力相談支援センター

(配偶者等からの暴力についての相談のほか、一時保護や自立のための各種情報提供を行います。)

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
京都府配偶者暴力相談支援センター			
家庭支援総合センター	075-531-9910	毎日 9:00~20:00 * 緊急の相談・通報は 24 時間受付 * 必要に応じて一時保護も行っています。	電話相談
		月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00	★面接相談
南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	0774-43-9911	月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00	電話相談 ★面接相談
北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	0773-22-9911	月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00	電話相談 ★面接相談
京都市DV相談支援センター	075-874-4971	月~土曜日(祝日・12/29~1/3を除く) 9:00~17:15 * 緊急ホットライン(相談受付時間外の緊急時) 075-874-7051	電話相談 ★面接相談
舞鶴市配偶者暴力相談支援センター	0773-65-0056	月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~16:00	電話相談 ★面接相談

### ●京都府の各保健所(相談員が対応します。)

名称	電話番号	所在地	対象区域
乙訓保健所福祉課	075-933-1154	向日市上植野町馬立 8	向日市・長岡京市・大山崎町
山城北保健所福祉課	0774-21-2102	宇治市宇治若森 7 の 6	宇治市・城陽市・久御山町
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5747	京田辺市田辺明田 1	八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町
山城南保健所福祉課	0774-72-0979	木津川市木津上戸 18-1	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村
南丹保健所福祉課	0771-62-0361	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	亀岡市・南丹市・京丹波町
中丹西保健所福祉課	0773-22-5766	福知山市篠尾新町 1 丁目 91	福知山市
中丹東保健所福祉課	0773-75-0856	舞鶴市字倉谷 1350-23	舞鶴市・綾部市
丹後保健所福祉課	0772-62-4302	京丹後市峰山町丹波 855	宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

### ●児童相談所(子どもに関する相談について対応します。)

名称	電話番号	所在地	対象区域
家庭支援総合センター	075-531-9900	京都市東山区清水四丁目 185-1	亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・大山崎町・京丹波町

宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)	0774-44-3340	宇治市大久保町井ノ尻 13-1	宇治市・城陽市・久御山町
京田辺支所	0774-68-5520	京田辺市興戸小モ詰 18 番 1	八幡市・京田辺市・木津川市・井手町 ・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村
福知山児童相談所 (北部家庭支援センター)	0773-22-3623	福知山市字堀小字内田 1939-1	福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・ 京丹後市・伊根町・与謝野町
京都市児童相談所	075-950-0748	京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 20	京都市 (南区・伏見区を除く)
京都市第二児童相談所	075-612-2727	京都市伏見区深草加賀屋敷町 24-26	京都市 (南区・伏見区)

●市町村の相談窓口 ※特に記載のない窓口は、いずれも祝日・年末年始を除きます。

相談機関	電話番号	相談受付時間
京都府男女共同参画センター らら京都	(相談・予約) 075-692-3437	女性・労働相談 (電話・面接) 月～土曜日 10:00～12:00、13:00～19:00
	(予約・問合せ) 075-692-3433	★女性のためのカウンセリング 木曜日 18:00～20:50 ★法律相談 第2・4木曜日 13:30～16:30
京都市男女共同参画センター (ウイングス京都)	(電話相談専用) 075-212-7830	女性のための相談 (一般相談) (電話・★面接) 月、木～土曜日 10:00～17:00、火曜日 10:00～20:00
	(面接予約専用) 075-275-9933	女性のための相談 (法律相談) (★面接) 第1・第3金曜日 午後
	(電話相談専用) 075-277-1326 (面接予約専用) 075-275-9933	男性のための相談 (電話・★面接) 第2・第4火曜日 19:00～20:30
福知山市男女共同参画センター	0773-24-7022	★女性相談 (面接) 年 22 回 各回木曜日 13:00～16:00 ★女性法律相談 (面接) 年 8 回 各回水曜日 13:00～16:00
舞鶴市生活支援相談課	0773-65-0056	女性のための相談室 (一般相談) (電話・★面接) 月～金曜日 9:00～16:00
綾部市男女共同参画センター (あいセンター)	0773-42-1801	★女性相談(フェミニストカウンセリング) (面接) (原則) 毎月第1・3水曜日 13:20～16:10 女性のための相談窓口(電話・面接)月～金曜日 8:30～17:00
宇治市男女共同参画支援センター (ゆめりあ うじ)	0774-39-9379 (予約問合せ・ 予約のいない 電話相談)	★女性のための相談 (一般相談) (電話・面接) 毎週火・木曜日、第2日曜日 13:30～16:30 第3火曜日は 10:30～12:30 も開設 ★女性のための相談 (専門相談) (電話・面談・一部オンライン対応有、要問合せ) ○法律相談 一般相談で相談内容を整理したうえでお受けいただきます。 第1金曜日 13:00～17:00 (4・8・1月は除く) ○フェミニストカウンセリング

		<p>一般相談のうち1コマ ○こころとからだの相談 相談員と日程調整します</p> <p>女性のための予約のいない電話相談 火～金曜日 9:00～12:00</p>
宮津市市民環境課	0772-22-4622 (杉末会館)	<p>★女性相談 (電話・面接・オンライン対応有、要予約) 月～金曜日 8:30～17:15</p>
亀岡市人権啓発課	0771-25-7171	<p>女性の相談室(一般相談)(電話・面接) 月～金曜日 10:00～16:00</p>
		<p>★女性の相談室(フェミニストカウンセリング)(面接) 第3木曜日・偶数月第1土曜日 10:30～13:30</p>
		<p>★女性の相談室(法律相談)(面接) 第2木曜日 13:30～15:30 偶数月の第4木曜日 18:00～20:00</p>
城陽市男女共同参画支援センター (ぱれっとJOYO)	0774-56-5076	<p>女性のための相談(一般相談)(電話・面接) 火曜日 13:30～16:00 金・土曜日 9:30～12:00 ※祝日も実施</p>
		<p>★女性のための相談(専門相談)(面接) 第2水曜日 9:30～12:30 第3土曜日・第4水曜日 13:30～16:30 ※祝日も実施</p>
		<p>★女性のための相談(法律相談)(面接) (原則)奇数月第1水曜日 13:30～16:30 ※祝日も実施</p>
向日市広聴協働課	075-931-1144	<p>★女性のための相談(面接) 第2・4水曜日 13:10～16:00</p>
長岡京市男女共同参画センター	(DV相談専用) 075-874-7867	<p>女性の相談室(一般相談)(電話・★面接) 月～金曜日 9:00～17:00</p>
	(一般相談専用) 075-963-5522	
	(予約問合せ) 075-963-5502	<p>★女性の相談室(女性のカウンセリングルーム)(面接) 第1・4水曜日 13:30～16:30 第2・3水曜日 9:30～12:30</p>
	075-963-5502	<p>★女性の相談室(女性の法律相談) 第4水曜日 10:00～12:00(4・8・12月は除く)(面接)</p>
075-963-5522	<p>男性電話相談 第4金曜日 19:00～21:00 ※令和6年4月からは第3土曜日 14:00～16:00 (祝日の場合は第4土曜日)</p>	
八幡市市民生活部人権政策課	075-983-1784	<p>女性相談(電話・面接) 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 ※受付は16:00まで</p>

		★女性専門相談（面接） 第2・4木曜日（祝日の場合は変更）13:30～16:30
京田辺市女性交流支援ルーム	0774-65-3727	女性の相談室（一般相談）（電話・面接） 月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 ★女性の相談室（専門相談）（面接） 第1・3木曜日・偶数月第4金曜日 13:30～16:30 ★女性の相談室（法律相談）（面接） 第4水曜日（祝日の場合は第3水曜日）13:30～15:00
京丹後市市民課	0772-69-0210	★女性相談（面接） 年10回 13:15～16:05
南丹市人権政策課	0771-68-0015	★女性相談（面接） 第2・4水曜日 14:00～、15:00～
木津川市女性センター	0774-72-7719	女性相談（電話・面接） 毎週金曜日 13:00～15:00 ※予約優先
久御山町総務課	075-631-9991	★女性のための相談（電話・面接） 第2・4火曜日 11:00～14:00
井手町いづみ人権交流センター	0774-82-3380	★こころの相談室（面接）※前日までに要予約 月2回（原則第1・第3金曜日）11:00～13:50
精華町人権啓発課	0774-95-1919	DV相談 月～金曜日 8:30～12:00/13:00～17:15
南山城村税住民福祉課	0743-93-0103	税住民福祉課での相談（電話・面接） 月～金曜日 8:30～17:15
京丹波町住民課	0771-82-3803	★女性のための相談（面接） 第3金曜日 12:30～15:20
与謝野町住民税務課	0772-43-9020	★女性相談（面接） 年5回（予定）13:00～16:00

●警察の相談窓口（緊急時は110番）

相談機関	電話番号	開設日・時間（各警察署は所在地）	相談方法
京都府警察総合相談室	#9110 又は 075-414-0110	月～金曜日 9:00～17:45 （休日及び年末年始の閉庁日を除く）	電話相談 面接相談
ヤングテレホン （対象は20歳未満の方や その保護者の方等）	075-551-7500	毎日24時間	電話相談 ★面接相談
京都ストーカー相談支援センター（KSCC）	075-415-1124	毎日24時間 10:00～17:00（土日・祝日・12月29日から1月3日までは除く）	電話相談 ★面接相談
		毎日24時間	インターネット相談
各警察署			
川端警察署	075-771-0110	京都市左京区岡崎徳成町1	
上京警察署	075-465-0110	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1	
東山警察署	075-525-0110	京都市東山区清水四丁目185-6	
中京警察署	075-823-0110	京都市中京区壬生坊城町48-16	
下京警察署	075-352-0110	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682	

下鴨警察署	075-703-0110	京都市左京区田中馬場町 6
伏見警察署	075-602-0110	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町 101
山科警察署	075-575-0110	京都市山科区大宅神納町 167
右京警察署	075-865-0110	京都市右京区太秦蜂岡町 31
南警察署	075-682-0110	京都市南区西九条森本町 39-2
北警察署	075-493-0110	京都市北区紫竹東桃ノ本町 25
西京警察署	075-391-0110	京都市西京区山田大吉見町 7・8 合地
向日町警察署	075-921-0110	向日市上植野町上川原 5
宇治警察署	0774-21-0110	宇治市宇治宇文字 2-12
城陽警察署	0774-53-0110	城陽市寺田庭井 25-1
八幡警察署	075-981-0110	八幡市八幡五反田 37-8
田辺警察署	0774-63-0110	京田辺市興戸小モ詰 1
木津警察署	0774-72-0110	木津川市木津南垣外 15
亀岡警察署	0771-24-0110	亀岡市安町大池 8
南丹警察署	0771-62-0110	南丹市園部町上本町南 2-5
綾部警察署	0773-43-0110	綾部市宮代町宮ノ下 6・7・8 合地
福知山警察署	0773-22-0110	福知山市字堀小字上高田 2108-3
舞鶴警察署	0773-75-0110	舞鶴市南田辺 9
宮津警察署	0772-25-0110	宮津市字鶴賀 2151
京丹後警察署	0772-62-0110	京丹後市峰山町長岡 469-1

## ●その他の相談窓口

※特に記載のない窓口は、いずれも祝日・年末年始を除きます。

★マークの付いている相談は、予約が必要です。

公的機関（相談料無料）			
相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA	075-222-7711	24時間 365日 (22:00～翌10:00は内閣府が設置する夜間休日対応コールセンターにつながります)	電話相談 ★来所相談
女性の人権ホットライン (京都地方法務局人権擁護課)	0570-070-810	月～金曜日 8:30～17:15	電話相談 ★面接相談
日本司法支援センター京都 地方事務所(法テラス京都)	050-3383-5433	①収入等の少ない方への無料法律相談 (予約受付) 月～金曜日 9:00～17:00 *電話またはWEBで予約可能 *相談時間は30分程度、相談回数に制限あり ②一般的な法制度等に関する情報提供 月～金曜日 9:00～17:00 (面談は9:00～12:00、13:00～16:00)	★①電話相談 面接相談 ②電話・面談
民間機関（一部、有料の機関があります。料金等は各機関にお問い合わせください。）			
相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
(公社)京都犯罪被害者支援センター（通話有料）	075-451-7830	月～金曜日 13:00～18:00	電話相談 ★面接相談
サポートダイアル（無料）	0120-60-7830	月～金曜日 13:00～18:00	
サポートダイアルほくぶ相談室（無料）	0120-78-3974	月・木曜日 12:00～16:00	



ナビダイヤル（通話有料）	0570-783-554	毎日 7:30～22:00（12/29～1/3 を除く） ★面接相談は電話相談後、必要に応じて実施	
アウンジャ相談室（無料）	080-1481-3442	火・金曜日 7:00～9:00、10:00～20:00	電話相談 ★面接相談
京都YWCA・APT （AsianPeopleTogether） （無料） ※外国人のための相談	075-451-6522  apt@kyoto.ywca. or.jp	※ベトナム語、フィリピン語、タイ語、中国語、 英語による相談 月曜日 13:00～16:00 木曜日 15:00～18:00	★電話相談 （日本語以外は 要予約）  メール相談
（株）ウィメンズカウンセ リング京都（一部無料）	075-222-2133	月～土曜日 10:00～20:00 <予約受付>月～土曜日 10:00～12:00、12:45～17:00	★面接相談
（公社）葵橋ファミリーク リニック（一部無料）	075-431-9150 （相談予約専用）	月・水・金曜日 10:00～20:00 火・木・土曜日 10:00～17:00	★面接相談
京都弁護士会（有料）	075-231-2378	月～金曜日 9:15～12:00、13:00～16:30	弁護士の紹介

### 3 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議設置要領

（目的）

第1条 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」の改定に当たり、学識者や関係者等有識者から意見を聴取するため、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」の改定に係る意見聴取会議」（以下「意見聴取会議」という。）を設置する。

（委員）

第2条 意見聴取会議の委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）を改定するまでの期間とする。
- 3 意見聴取会議の関係行政機関の職員がオブザーバーとして参加する。
- 4 意見聴取会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 座長は、意見聴取会議の議事を運営する。
- 6 副座長は、あらかじめ座長が委員の中から指名し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第3条 意見聴取会議は、知事が必要に応じ、これを招集する。

（委員の役割）

第4条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」の改定に関すること。
- (2) その他配偶者等からの暴力への対策に関すること。

（委員の責務）

第5条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、意見聴取会議で知り得た非公開の情報を公表してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りでない。

（公開）

第6条 意見聴取会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、意見聴取会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行する。

#### 4 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 委員名簿

分野	氏名	現職
学識経験者	◎ 中村 正	立命館大学産業社会学部教授
	○ 大川 聡子	関西医科大学看護学部看護学研究科教授
支援機関等	上田 三穂	一般社団法人京都府医師会理事
	奥野 眞美	京都弁護士会
	芹澤 出	京都母子生活支援施設協議会会長
	竹之下 雅代	株式会社ウィメンズカウンセリング京都代表取締役
	富名腰由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター支援局長
	三木 秀樹	京都精神科医会会長
	元井 摩耶	京都府DV被害者地域生活サポーター
	吉川 園子	京都府民生児童委員協議会常任理事
行政機関	太田 昌志	京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進課長
	藤井 真由美	宇治市人権環境部男女共同参画課課長
	田邊 茂雄	与謝野町福祉課課長

◎：座長 ○：副座長

(敬称略)

5 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る経過

日 程	意見聴取会議	会議内容
7月24日	第1回会議	現行計画の進捗、課題への意見聴取
8月28日	第2回会議	計画に盛り込むべき内容の意見聴取 DV相談員からの実態把握
9月	計画概要を9月議会へ報告	
11月1日	第3回会議	計画中間案の意見聴取
12月14日	中間案を12月議会へ報告	
12月15日～ 1月15日	パブリックコメント実施	
	配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議で意見聴取	
1月31日	第4回会議	計画最終案の意見聴取
3月	最終案を2月議会報告	
	計画改定・公表	

## 6 関連法令等一覧

### ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

URL : [https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0100000031\\_20240401\\_505AC0000000030](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0100000031_20240401_505AC0000000030)

[e-Gov 法令検索]

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 全文



### ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

URL : [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/pdf/r5\\_04.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/r5_04.pdf)

[内閣府男女共同参画局 HP]

配偶者暴力防止法 基本方針全文 PDF



### ○京都府男女共同参画推進条例

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/josei/jorei.html>

[京都府 HP]

京都府男女共同参画推進条例全文







**配偶者等からの暴力の防止及び被害者の  
保護・自立支援に関する計画（第5次）**

令和6年3月発行

発行 京都府 文化生活部 男女共同参画課

健康福祉部 家庭支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4291 ファクシミリ 075-414-4293

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html>

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画 の最終案について

令和6年3月  
健康福祉部  
文化生活部

## 1 策定の趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）が令和6年4月1日に施行されることに伴い、策定が義務付けられている都道府県の基本計画を策定する。

※ 法において、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されている。

## 2 根拠法令

法第8条第1項

## 3 策定の方向性

国の基本方針を踏まえ、次の事項を盛り込んだ基本計画を策定する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方
- (3) 支援に関わる関係機関等
- (4) 困難な問題を抱える女性における現状と課題
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性

## 4 計画期間

令和6年度～10年度までの5年間計画

## 5 検討体制

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定に係る有識者会議において意見を聴取

## 6 パブリックコメント

実施期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）

結果：11個人1団体、計45項目の意見有

主な意見：

- ・「困難な問題を抱える女性の人権の擁護」や「男女平等の実現」に資するという考え方を追加する必要がある。
  - ・困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、福祉以外の他計画も関連しているため部局を横断して取り組むことを追記する必要がある。
  - ・専門性が高く技量が必要な業務であるため、支援体制を機能させるために必要な人員配置を進め、人材育成にあたっては、有効で具体的な方法を探求する必要がある。
- など

## 7 今後のスケジュール

令和6年3月 2月定例会常任委員会へ最終案報告

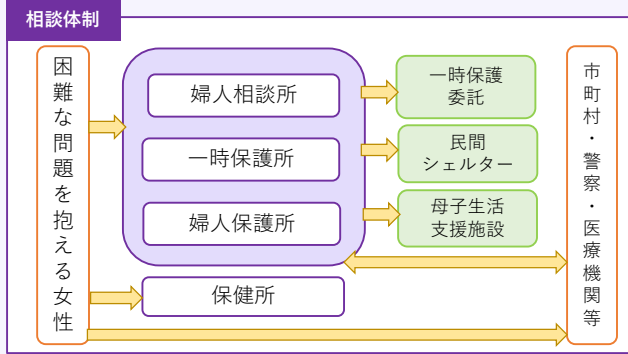


# 京都府困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本計画（最終案）

## I 計画策定に関する基本的な考え方

- 1 計画策定の背景**  
女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している中、新たな「困難女性支援法」が成立し、女性が安心かつ自立して暮らせるよう、**民間団体等と連携**しながら、心身の状況に応じた適切な支援を包括的に提供することが必要。
- 2 策定の趣旨**  
困難な問題を抱える女性の福祉の増進および自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指す。
- 3 計画の位置づけ**  
困難女性支援法第8条第1項に基づく都道府県基本計画
- 4 計画の期間**  
令和6年度(2023年度)～令和10年度(2027年度)の**5年間**

## II 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題



現状	H30年度	R4年度
婦人相談所における相談件数	11,000件	8,517件
うち、暴力被害を主訴とする割合	83.7%	79.8%
うち、19歳以下の割合	2.8%	2.0%
婦人相談所一時保護所の入所者数	140人	63人
上記に係る同伴児童の数	127人	63人

- 主な課題**
- ・10代以下の若年層を含めた**相談窓口の認知度向上**
  - ・一時保護に対する**抵抗感**（通信・通勤の制限、同伴児の通学制限、母子分離等）の**軽減**
  - ・心身ともに疲弊されている方、外国人の方などを次の相談先に繋げるための**伴走支援体制**の構築
  - ・特定妊婦等、多様な支援ニーズに対応するための**関係機関の連携体制**の構築
  - ・**民間団体の育成及び連携体制**の構築

## III 支援内容

支援内容	取組例
① <b>アウトリーチ等による早期の把握</b>	困難な問題を抱える女性が早期に相談窓口につながるために必要な環境づくり
② <b>居場所の提供</b>	気軽に立ち寄り安心して自分の気持ちや悩みを話ことができ、必要な支援につなげる
③ <b>相談支援</b>	本人の意思を尊重した支援を進めるための相談体制の充実
④ <b>一時保護</b>	多様なニーズに応じるための一時保護体制の強化、一時保護委託の充実
⑤ <b>被害者回復支援</b>	医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築、医学的・心理的支援の実施
⑥ <b>日常生活回復支援</b>	女性相談支援センターの活用、中長期的に利用可能な住まいの提供
⑦ <b>同伴児童等への支援</b>	一時保護所内での学習支援のための教育委員会・教育機関との連携、母子分離の防止
⑧ <b>自立支援・アフターケア</b>	支援対象者の希望に応じた自立支援、継続的なフォローアップを行うための体制整備

支援の実施に係る体制整備
女性相談支援センター、女性相談員、女性自立支援施設の連携
民間団体との連携
関係機関との連携
支援調整会議設置に向けた検討
教育・啓発充実
人材育成・研修の充実
調査研究の推進

困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画(仮称)中間案に対するパブリックコメントの結果

- 1 意見募集期間 令和5年12月15日～令和6年1月15日
- 2 意見提出数 45件
- 3 御意見・御提案の要旨とそれに対する京都府の考え方

整理番号	項目	御意見・御提案の要旨	対応	京都府の考え方
1	計画策定について	NPO法人のなかには不正を行う団体もあり、京都府には府民の税金を公平分配する義務があるため、直ちに困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画(仮称)を廃案とし、税金を少子化対策や違法難民対策に使うべき。	修正なし	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条において、都道府県は、国が定める基本計画に即して困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならないとされています。
2	民間団体との連携	民間団体との連携にあたっては、府及び市町村は注意深く団体の情報収集に努めるべき。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
3		情報収集先が偏り誤解が生じないよう、広く公になされるべき。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
4		事業実施にあたり民間団体と連携する場合、選定課程や成果報告を速やかに公開するなど情報公開をしっかりと行い、透明性の高い活動とすべき。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
5		民間団体の適格性については、厚生労働省の通知を遵守するべき。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
6		民間団体との協働において補助を行う場合は、適格性についてしっかりと調査するべき。また、自立までの課程において、支援者自身がお金を稼ぎながら社会復帰を目指す仕組みを検討すべき。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
7		民間団体との連携にあたっては、適格性があるかをしっかりと調査すべき。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
8		性犯罪・性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携等について	性暴力や性的虐待の被害者支援において、京都性暴力ワンストップ相談支援センターとの連携を強化すべき。	修正なし
9	性暴力被害者の支援にあたり、支援員の処遇改善、相談場所の安全及び相談時間の確保、社会に対する積極的な性教育、啓発に取り組むべき。		修正なし	性犯罪・性暴力被害者の支援においては、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターと連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。
10	人員配置・処遇改善	困難女性支援のためには力量のある相談支援員が必要であり、一生をかけてこの仕事に取り組めるような志の高い人を育てるためにも、安定的な身分と保障が必要。	修正なし	困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であると考えており、支援体制を充実させるためにも、女性相談支援員の処遇改善に努めてまいります。
11		計画の実効性を高めるには、支援に携わる方々の力が大きなポイントになる。そのためには、相談支援員などの処遇改善が必要不可欠であり、安定した身分や専門性を認めた待遇にしていきたい。	修正なし	困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であると考えており、支援体制を充実させるために、女性相談支援員の処遇改善に努めてまいります。
12		目標達成のために必要な人材及び人員配置について明記するべき。	修正なし	困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であり、人材の確保は非常に重要であると考えておりますが、現状では具体的に明記することは難しいと考えております。
13	施策検討	支援のための第一歩は当事者の声を聴くことが最も大事であり、当事者の声をしっかりと聴いて施策を作り上げてほしい。	修正なし	京都府基本計画をもとに実効性のある施策を実施するにあたっては、当事者の皆様からの意見を聴取することは非常に大事なことであり、今後、具体的な施策を検討する際には、当事者の皆様の声をよく聴いて対応してまいります。
14		支援にあたっては、本人の意向に合わせるだけでなく、簡単に実行できる課題を課すことも必要。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。

整理番号	項目	御意見・御提案の要旨	対応	京都府の考え方
15	第1章-1	国の基本的な方針にある「困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資する」という文言を追加すべき。	追記	御意見のとおり文言を追加します。
16	第1章-4	「日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性」という文言の中に、自身の国籍や日本語を母国語としないこと、出自、疾病や障害、過去の経験に起因する複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いことを理解する必要がある。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、貴重な御意見として承ります。
17	第2章-1-(3)	以下の2項目を追加すべき。 ・地域によっては、行政機関に相談に行くと、相談したことを知り合いに知られてしまうため、相談窓口を利用できないことがある。 ・障害の特性への配慮がないと相談窓口を利用できないこともある。	修正なし	第2章-1-(3) 課題にある「公的な機関に相談することを、ためらう人も多い。」の要因には、いただいた御意見も含まれると考えております。
18	第2章-3,5	人権意識をもち、相談者との信頼関係を構築する力を兼ね備えた支援者の育成のためには、府が「課題とする問題意識」を明確にし、反映された研修が必要。加えて、実際に「女性相談支援員の安定した雇用」を明記するべき。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、今後、研修を開催する際の参考とさせていただきます。 また、困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であると考えており、支援体制を充実させるために、女性相談支援員の処遇改善に努めてまいります。
19	第3章-1-(1)	困難な女性の支援は高い専門性を要する業務であることに鑑み、京都府の役割として、専門職を含めた必要な人員配置を進めるべき。	修正なし	困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であるため、支援体制の充実に向けた人員配置や処遇改善に努めてまいります。
20	第3章-1-(1)	人材育成に係る研修等においても実効性のある方法を検討、実践していくべき。	修正なし	支援者に関わる関係者の資質向上は重要であると考えており、専門的知識の習得及び資質の向上に資する研修となるよう、実施内容や方法について検討してまいります。
21	第3章-1-(1)	困難な問題を抱える女性の支援にあたっては、福祉以外の他計画も関連しているため、部局を横断して取り組むことを明記するべき。	追記	「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」や「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」など関連する計画と整合性を図り、関係部局と協力して取組を進めるものであるため、御意見を踏まえ、第1章-3 計画の位置づけに追記します。
22	第3章-1-(2)	市町村の女性相談窓口の周知に努めることを明記するべき。	修正なし	第4章-1 困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供の「女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口の周知広報」に、「市町村の女性相談窓口の周知に努めること」も含んでおります。
23	第3章-1-(2)	「支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、」の後に「SNS等を活用した多様な相談支援の環境を整備し、」を追加するべき。	修正なし	市町村における具体的な取組については、当該市町村において策定される市町村基本計画（努力義務）で定められるものとなります。
24	第3章-2-(5)	性犯罪・性暴力被害者の支援にあつている「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」の法的な位置付けが不十分であるため、本計画において位置付けるべき。	修正なし	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、第4次男女共同参画基本計画及び第3次犯罪被害者当基本計画に基づいて、設置・運営しているところです。性犯罪・性暴力被害者の支援において京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携は欠かせないと考えており、本計画においても連携が求められる関係機関として位置付けているところです。
25	第4章 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性の支援対象者に「障害のある女性」を追加すべき。	修正なし	修正なし	国基本方針（法における施策の対象者及び基本理念）においても「法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。」とあることから、第1章-4 計画における支援対象者に含まれると考えております。
26	第4章前段	「性的マイノリティ」の定義は国の基本方針にある「性的自認が女性である人」の意味か。	修正なし	「性的マイノリティ」の定義は「性自認が女性」である方です。
27		「性的マイノリティ」に「自認女性」以外の法的男性が含まれる場合、本計画にて支援活動を実施する理由は如何か。また、第1章との齟齬が生じるため、計画内にも理由を記載すべき。	修正なし	「性的マイノリティ」に「性自認が女性」である方以外の男性は含みません。
28		性的マイノリティの定義が不明。	修正なし	本計画における「性的マイノリティ」とは、「性自認が女性」の方を指しています。
29		外国人の支援について、不法入国や不法滞在者への対応はどのように考えているのか。	修正なし	本計画において支援対象としている外国人には、在留資格の有無で制限はかけておりません。法を遵守し、関係機関と連携して支援してまいります。

整理番号	項目	御意見・御提案の要旨	対応	京都府の考え方
30	第4章-1	地域によっては経済的貧困等により困難な問題を抱える女性が多く存在するところもあり、そのような家庭で育つと次世代でも同じ状況が起こるといった悪循環が起こりやすいので、状況を打開するためにも地域にある相談窓口の啓発が必要。	修正なし	困難な問題を抱える女性に対して、より身近な地域において寄り添った相談対応を行っている相談窓口の存在を周知することは重要であると考えており、積極的な広報・啓発により適切な支援につなげるよう努めてまいります。
31	第4章-1	被害者から相談することを求めるのではなく、被害を受け止める社会を育成するため、「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資する」という基本的な考え方を府民に浸透させるための教育・啓発を通して府民意識を醸成することが重要。	修正なし	今後、ご意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
32	第4章-2	他の自治体において、パンフレットの郵送枚数やSNSでの評価数がアウトリーチの実績に含まれるなどその効果に疑問の残る事例があるが、京都府におけるアウトリーチの具体的な手法とその効果の検証が不明。	修正なし	今後、御意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
33	第4章-4-(1)	以下の点を検討するべき。 ・相談支援にあたっては「トラウマインフォームドケア」の視点が重要であることを明記する ・相談支援員の雇用条件等の処遇改善を検討する	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、今後、「トラウマインフォームドケア」に関する職員研修にも取り組んでまいります。困難な問題を抱える女性への支援については、専門性が高く技量が必要な業務であるため、支援体制の確保に向けた人員配置や処遇改善に努めてまいります。
34	第4章-4-(2)	安全確保以外に困難な問題を抱える女性の多様なニーズに応えるための一時保護が必要であることを明記するべき。	修正なし	支援対象者の多様なニーズに応えられるよう、「4 相談・保護体制の充実 (2) 一時保護」において、国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施や民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護委託の実施を明記しております。
35	第4章-4-(3)	被害者回復支援にあたっては、ジェンダーの視点で心理的支援を行うことが重要である。	修正なし	今後、ご意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
36	第4章-4-(3)	支援対象者の心理的ケアにおいて、ジェンダーやトラウマインフォームドケアの視点を取り入れるべき。	修正なし	いただいた御意見は大切な視点であり、今後、「トラウマインフォームドケア」に関する職員研修にも取り組んでまいります。
37	第4章-5-(2)	当事者が利用しやすい居場所づくりを進めるため、当事者を参画させることが望ましい。	修正なし	今後、ご意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
38	第4章-5-(2)	居場所の提供にあたっては、支援対象者それぞれの境遇に合わせて選択できるように複数の場所を提供するとともに、支援対象者以外も利用できる場所とするべき。	修正なし	今後、御意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
39	第4章-5-(3)	部屋を借りる際に保証人が必要である場合に利用できる制度を検討すべき。	修正なし	今後、ご意見を踏まえて具体的な取組を検討してまいります。
40	第2章-1 第4章-5, 7	潜在的なニーズが存在することが前提となっているが、福祉活動やデフレ経済の脱却により、貧困が減少していることを考慮するべき。	修正なし	貴重な御意見として承ります。
41	第4章-6-(1)	性犯罪・性暴力被害者支援にあたっては、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携体制をより強化すべき。	修正なし	性犯罪・性暴力被害者の支援において京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの役割は非常に重要であり、欠かせない存在であることから、今後も連携を強化してまいります。
42	第4章-6-(2)	支援調整会議の設置・運用の際には、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの位置付けを検討すべき。	修正なし	性犯罪・性暴力被害者の支援において京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携は欠かせないと考えております。類似の会議体である要保護対策児童協議会やDV対策地域協議会の運用状況も踏まえて、支援調整会議のあり方を検討してまいります。
43	第4章-7	「数値目標」にある「アウトリーチによる相談・自立支援件数」について、延べ500件の「延べ」が「計画対象の5年間での通算」の意味であれば、年間100件となり支援強化に対して目標設定が低いのではないか。	修正	「延べ500件」は、「計画期間の5年間の通算件数」となっております。また、御意見及び過去の実施状況を踏まえ、延べ600件（年間120件）に修正します。
44	第4章-7	実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて目標を掲げられないか。五年という相応の長さを持つ計画であり、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援成果そのものを評価指標に入れてはいいかがか。	修正なし	支援対象者の自立においてはその過程が大切であると考えており、関係機関と連携しながら支援内容を検討する等、個別の支援を充実させてまいりたいと考えております。
45	第4章-8	調査研究等の推進にあたっては、特に当事者の声に耳を傾けるべき。	修正なし	今後、ご意見を踏まえて調査研究を推進してまいります。

# 困難な問題を抱える女性への支援に 関する京都府基本計画

最終案

令和6年3月

京 都 府

# 目 次

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	
1 基本的な考え方	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画における支援対象者	1
5 計画の期間	1
第2章 困難な問題を抱える女性における現状と課題	
1 相談業務	2
2 伴走支援の実施	3
3 一時保護の状況	3
4 民間団体との協働	4
5 女性相談支援員（現婦人相談員）の確保と人材育成	4
第3章 困難な問題を抱える女性への支援体制	
1 支援にあたっての京都府と市町村の役割	5
2 支援にあたっての関係機関等の役割	6
第4章 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性	
1 困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供	7
2 アウトリーチ等による早期発見できる環境整備	7
3 人材育成・研修	7
4 相談・保護体制の充実	8
5 自立のための継続的支援体制の確立	9
6 関係機関との連携強化	10
7 数値目標	10
8 調査研究等の推進	10
参考資料	
1 京都府の女性相談窓口等	11
2 連携が求められる関係機関等	11

## **第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針**

### **1 基本的な考え方**

困難な問題を抱える女性（以下「支援対象者」という。）が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、早期から京都府、市町村、関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）との連携・協働により、支援対象者の意思を尊重し、一人ひとりのニーズに応じて施設等への入所、生活支援や被害からの回復、地域生活への移行や確実な自立支援まで、寄り添い、つながり続ける包括的な支援を行う。

また、困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを目的とする。

### **2 計画策定の趣旨**

令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立し、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示された。

本計画は、法や基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、京都府が実施すべき施策等の計画を定めるものである。

### **3 計画の位置づけ**

法第8条第1項に基づき策定する京都府における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な計画とする。

また、この計画は、関連する「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」や「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」などと整合性を図り、施策の実施にあたっては、関係部局と協力して取組を進める。

### **4 計画における支援対象者**

法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性を支援の対象とする。

### **5 計画の期間**

令和6年度から令和10年度までの5年間



## 第2章 困難な問題を抱える女性における現状と課題

### 1 相談業務

#### (1) 設置状況

京都府では、家庭支援総合センター、南部家庭支援センター、北部家庭支援センター及び男女共同参画センター（らら京都）の4カ所で女性相談窓口を設置している。

#### (2) 相談状況

＜家庭支援総合センター、南部家庭支援センター及び北部家庭支援センター＞

- ・令和4年度の3センターの相談合計件数は、8,517件であり、そのうちDVに関する相談が、5,542件で65.1%の割合を占めている。
- ・DV以外の暴力（親、子、交際相手等）に関する相談が1,215件（14.3%）、暴力を伴わない相談が1,714件（20.1%）、ストーカー被害に関する相談が46件（0.5%）となっている。
- ・相談件数は、令和2年度の12,137件をピークに減少を続けており、令和4年度は、平成23年度の件数と同程度にまで減少している。

（単位：件）

相談主訴	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
DV (夫・内夫等)	7,785	7,902	7,512	5,687	5,542
DV以外の暴力 (親子・デートDV等)	1,426	1,661	2,127	1,560	1,261
暴力以外 (居所なし等)	1,789	2,119	2,498	2,000	1,714
計	11,000	11,682	12,137	9,247	8,517

＜男女共同参画センター（らら京都）＞

- ・令和4年度の相談件数は、4,440件であり、女性のあらゆる相談を受けており、相談種別は以下のとおりとなっている。

（単位：件）

相談種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
女性相談	867	1,122	942	2,243	3,373
労働相談	1,379	1,211	1,360	1,456	875
女性のためのカウンセリング	109	109	81	95	119
女性のための法律相談	73	73	65	75	73
計	2,428	2,515	2,448	3,869 (1,216)	4,440 (2,157)
うちDV	6.1%	5.4%	4.2%	3.4%	3.1%

※令和3年度以降の女性相談は女性つながりサポート事業を含む。令和3年度は8月1日開始

※（ ）は女性つながりサポート事業件数



### (3) 課題

- ・支援窓口の認知において、「女性のための相談」といった表現で周知されていることが多く、相談者からすると、どのような相談が可能なのかわかりづらい。
- ・公的な機関に相談することを、ためらう人も多い。
- ・支援者側の相談先や繋ぎ先として、婦人相談所を認知している人は少ない。
- ・相談につなげるための手法の検討が必要
- ・日本語で十分な意思疎通ができない女性への相談対応

## 2 伴走支援の実施

### (1) 現状

- ・訪問支援や同行支援などのアウトリーチ支援は、令和2年度に100件を超えたもののコロナ禍により令和3年度以降低迷している。

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
アウトリーチによる 相談支援件数	82	124	67	76	349

### (2) 課題

- ・心身ともに疲弊している方や日本語で十分な意思疎通ができない方などは、情報提供された新たな相談先に一人で行くことが難しく、支援が途切れることが懸念されるため、同行支援の充実が必要

## 3 一時保護の状況

### (1) 現状

- ・一時保護の件数は、減少傾向にある。
- ・その背景には、次のようなことが指摘されている。
  - ア 支援が必要な人たちが、自らを婦人相談所や婦人保護施設において提供する支援の対象と考えていないこと
  - イ 支援策の存在を知らないこと
  - ウ 婦人相談所等において支援対象として十分に発見されていない女性が一定数存在すること
  - エ 同伴児童と一緒に入所できない場合があることや携帯電話の使用制限など、一時保護所への入所のハードルが高く支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること
  - オ 支援内容と女性側のニーズのミスマッチなどがあること

### (2) 課題

- ・性暴力や性虐待、性的搾取等による被害や配偶者や同居する者からの暴力、人身取引の被害者、住居を有さない場合や特定妊婦など多様で複合的な課題を抱える

## 支援対象者のニーズに対応した一時保護が必要

### 一時保護の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>一時保護件数</b>	143	129	130	121	158	148	114	115	140	147	146	79	63
うちDV相談	111	99	84	94	107	110	77	84	88	88	87	47	46
(割合%)	77.6	76.7	64.6	77.7	67.7	74.3	67.5	73.0	62.9	59.9	59.9	59.5	73%
単身世帯	51	40	38	38	46	37	28	34	31	40	39	19	18
母子世帯	60	59	46	56	61	73	49	50	57	48	48	28	28
同伴児童数	104	101	79	113	118	123	85	92	105	96	89	59	53

\*相談件数は、南部・北部家庭支援センター(平成22年5月26日設置)を含む

## 4 民間団体との協働

### (1) 現状

- ・母子生活支援施設等府内8カ所で一時保護委託基本協定を締結
- ・府内2カ所で、民間シェルターに対し運営補助を実施
- ・府内2カ所で、民間団体と連携してカウンセリングを実施
- ・民間団体と連携してSNS相談を実施

### (2) 課題

- ・民間団体との連携は、連携体制が整っていないため、ごく限られた範囲となっている。
- ・民間団体の掘り起し及び活動内容の把握
- ・民間団体の育成

## 5 女性相談支援員（現婦人相談員）の確保と人材育成

### (1) 現状

- ・女性相談支援員の人材が不足
- ・経験年数が5年未満の女性相談支援員が、全体の半数を占めている。

### (2) 課題

- ・各市への女性相談支援員の配置を含めた人材確保
- ・女性相談支援員には、困難な問題を抱える女性に繋がり、寄り添った支援が行えるよう、相談者との信頼関係を構築する力が必要であり、そのような資質の向上が必要
- ・女性相談支援員は、非正規雇用が多く雇用が不安定

## 京都府内婦人相談員の経験年数別人数について（令和5年4月1日時点）

（単位：人）

～3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	合計
5	5	3	2	5	20

※京都府（10名）及び府内市の婦人相談員（10名・委託含む）の合計数

※厚生労働省「婦人相談員配置状況等調査」及び「令和5年度困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金事業計画書」を参考に作成

## 第3章 困難な問題を抱える女性への支援体制

### 1 支援にあたっての京都府と市町村の役割

#### （1）京都府の役割

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすものとして、基本計画を策定すること等を通じ、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開する。
- ・支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに様々な支援活動を行う者との連携及び調整を図る。
- ・段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、地域内の女性支援の実施状況や実施体制を把握し、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証する。

また、困難な問題を抱える女性への支援活動を行う民間団体等との協働を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備する。

- ・広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組（女性相談支援員の配置状況の見える化や、未配置市町村に対する女性相談支援員の配置等）を促す。

#### （2）市町村の役割

- ・支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する。

- ・必要に応じて適切に関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先と連携して支援を行う等、関係機関等との緊密な連携が図られるよう配慮する。
- ・基本計画を策定するよう努めるとともに、女性相談支援員を配置するよう努める。
- ・困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるほか、支援活動を行う民間団体と協働し、女性支援を積極的に担うことに努める。

## **2 支援にあたっての関係機関等の役割**

### **(1) 女性相談支援センター**

- ・女性相談支援センターの前身は、旧売春防止法において「婦人相談所」として規定
- ・女性相談支援センターは都道府県に設置義務があるほか、指定都市が設置することができる。
- ・女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性を支援するため、次の業務を実施する。
  - ア 支援対象者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関の紹介
  - イ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
  - ウ 支援対象者の心身の健康を図るため、医学的又は心理学的な援助等
  - エ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
  - オ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

### **(2) 女性相談支援員**

- ・女性相談支援員の前身は、旧売春防止法において「婦人相談員」として規定
- ・都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとされている。
- ・府と市町村の女性相談支援員は協働し、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、また専門的技術に基づいて必要な援助を実施する。
- ・府や市町村の女性相談支援員は、定期的な意見交換、研修会等の実施により、連携関係を深め、困難な女性の支援に努める。

### **(3) 女性自立支援施設**

- ・女性自立支援施設の前身は、旧売春防止法において、要保護女子を収容保護するための「婦人保護施設」として規定
- ・法において必置とはされていないが、様々な課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難であるような者を含め、困難な問題を抱える女性の中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための重要な機関
- ・女性自立支援施設は、次の業務を実施する。
  - ア 支援を必要とする困難な問題を抱える女性の保護
  - イ 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助
  - ウ 自立促進のための生活支援

エ 退所者の相談等の援助

オ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活に関する支援

#### (4) 民間団体等

- ・法第13条においては、都道府県が民間の団体と協働して支援を行うことが規定され、同条2項では市町村が民間団体と協働した支援ができる旨が規定されている。
- ・民間団体は、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援について、各団体の特長を生かし、府及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を実施する。

#### (5) その他関係機関等

- ・女性が抱えている問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定される。
- ・さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されるため、支援を行う地方公共団体や関係機関等が連携して包括的な切れ目のない支援体制を整備する必要がある。

### 第4章 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性

法における基本理念を踏まえ、女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、本人の意思を尊重しつつ、置かれている環境や心身の状況等に応じ、安心できる生活の安定的な確立や心身の健康の回復等、最適な支援を受けられる体制を整備する。

また、外国人や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても、本人の状況に配慮した支援を実施する。

#### 1 困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供

- ・困難な問題を抱える女性がかげがえのない個人として尊重され、困難に直面した場合は支援を受けることができるという府民意識の醸成
- ・女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口の周知広報
- ・活用できる施策の積極的な周知広報
- ・性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等を実施

#### 2 アウトリーチ等により早期発見できる環境整備

- ・支援が必要でありながらも相談につながりにくい支援対象者が、できる限り早期に相談支援を行う支援窓口につながるために必要な支援体制を構築
- ・SNS等を活用した多様な相談支援
- ・女性相談支援センター、女性自立支援施設、民間団体等、早期発見に関わることが期待されるあらゆる機関に情報共有できる体制を整備

#### 3 人材育成・研修

- ・多様で複合的な困難な問題を抱える女性の相談に対応する各関係機関等の職員に対し、専門知識の習得及び資質の向上を図るための研修を実施
- ・協働可能な民間団体の掘り起こし

#### 4 相談・保護体制の充実

##### (1) 相談支援

- ・支援対象者と支援者との間で信頼関係を築きながら、本人が必要とする支援に適切につながる相談支援を実践するため、女性相談支援員等の職員が、専門的な技術を持ち、支援が必要な女性の立場に寄り添って、その課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針を検討し、支援に必要な関係機関等との調整を進めることで、女性相談支援センター相談体制を充実
- ・相談窓口の認知度向上の取組を推進
- ・匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化
- ・職務関係者による二次的被害の防止

##### (2) 一時保護

- ・国の基本方針※に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施
- ・民間団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護委託の実施
- ・一時保護期間における支援対象者の通学・通勤・かかりつけ医療機関への通院について、加害者の追及可能性がないなど安全上問題がなく、本人が希望しており、将来の自立した生活に有益である場合は、できる限り、対応できるよう配慮

※国の基本方針における記載

- ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害等を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合
- ② 配偶者暴力等防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合
- ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合
- ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につながるために保護することが必要と認められる場合
- ⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保さ

れないおそれがあると認められる場合

以下、留意が必要とされている事案

- ① 一旦一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われない場合
- ② 一時保護所退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われない場合
- ③ 本人の希望や意思のできる限りの尊重を行わずに、希望や意思に反する条件提示を行う等により本人が同意しない状況に至ること

### (3) 被害者回復支援

- ・ 心的外傷を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整え、心身の健康回復のための医学的・心理学的な支援を行い、中長期的に寄り添い続ける支援を行える体制を整備

### (4) 同伴児童等への支援

- ・ 一時保護の対象者の同伴児童が、一時保護中でも教育を受ける権利が保障されるよう、一時保護所内での学習支援等について、教育委員会や学校等と連携
- ・ 同伴する家族が中学生以上の男児等や児童以外の場合でも支援対象者のニーズに寄り添った支援を行い、一時保護委託の活用など母子分離等を防止

## 5 自立のための継続的支援体制の確立

### (1) 自立支援

- ・ 個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じ、健康支援、生活支援、就労等の日中活動の支援、居住支援を包括的に実施
- ・ 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体とが協働しながら女性支援を推進
- ・ 施設において、自立に向けた支援を行うにあたっては、次の生活の場も視野に、都道府県及び市町村が長期的に関わっていくことや、必要に応じて入所に支援を行っていた関係機関等を含めて、外部の機関団体との継続的な連携を実施
- ・ 経済的な自立支援に向け、府の就労支援機関やハローワーク等を活用し、求人情報の提供や就労支援に取り組む

### (2) 居場所の提供

- ・ 民間団体と連携し、支援対象者が気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要とする支援につなぐことができる居場所の提供

### (3) 生活の場を共にすることによる支援（日常生活の回復の支援）

- ・民間団体と連携し、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供
- ・一時保護所の退所にあたり、自立が難しい場合は、女性自立支援施設等において健康支援、生活支援や就労など自立に向けた支援を実施

### (4) アフターケア

- ・退所後も安定して自立した生活が営めるよう、地域の実情に応じて市町村や民間団体とも連携し、退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等、退所者のアフターケアを行うための体制を整備

## 6 関係機関との連携強化

### (1) 連携体制の構築

- ・多様で複合的な困難な問題を抱える女性に対し、関係機関及び民間団体等の協働により、早期から切れ目のない支援が実施されるよう連携体制を整備
- ・特に特定妊婦については、出産前から出産後も切れ目のない支援を行うため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携体制を早急に整備

### (2) 支援調整会議

- ・地域ごとの実施状況や同趣旨の会議体である要保護児童対策地域協議会、DV対策地域協議会等の運用の状況を踏まえ、効果的効率的な設置、運用のあり方について検討

## 7 数値目標

目標	数値	
	R5年度時点	R10年度末時点
女性相談支援員*設置市町村数	5市	26市町村
①女性自立支援施設	① 1か所	① 1か所
②一時保護所の設置数（委託含む）	② 9か所	② 12か所
相談支援担当職員の体系的研修受講者数	—	延べ1,400人
アウトリーチによる相談・自立支援件数	—	延べ600件
協働する民間団体数	12団体	24団体
支援調整会議設置時期	—	他の会議体の運用状況を踏まえて検討
相談窓口の認知度向上 （5年に1回調査実施）	20.8%	50.0%

※女性相談支援員には、府や市町村の相談窓口において、女性相談を受ける職員も含む。



## **8 調査研究等の推進**

- ・国において実施される調査研究について、関係機関等に情報提供するとともに、京都府においても、支援内容等に関する実態調査等を実施し公表

【参考資料】

1 京都府の女性相談窓口等

名称	設置場所	相談日	相談方法
家庭支援総合センター	京都市東山区清水四丁目 185 番地 1	毎日 9 時～20 時	電話・面接相談 ※面接相談は要予約
南部家庭支援センター	宇治市大久保町井ノ尻 13-1	月曜日～金曜日 9 時～17 時 ※祝日・年末年始を除く (12 月 29 日～1 月 3 日)	電話・面接相談 ※面接相談は要予約
北部家庭支援センター	福知山市字堀小字内田 1939-1	月曜日～金曜日 9 時～17 時 ※祝日・年末年始を除く (12 月 29 日～1 月 3 日)	電話・面接相談 ※面接相談は要予約
男女共同参画センター (らら京都)	京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ東館 2 階	月曜日～土曜日 10 時～12 時、13 時～19 時 ※祝日・年末年始を除く (12 月 29 日～1 月 3 日)	電話・面接相談 ※面接相談は要予約

2 連携が求められる関係機関等

女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、児童相談所、福祉事務所、都道府県及び市町村（女性支援部門、生活困窮部門、家庭支援部門、こども支援部門、障害保健福祉部門、高齢者支援部門等）、児童福祉施設、保健所、医療機関、精神保健福祉センター、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援相談機関、障害に係る相談支援事業所（障害者就業・生活支援センター等）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター、犯罪被害者支援センター、隣保館、更生保護施設、地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、母子生活支援施設、母子支援団体、多文化共生支援団体、薬物依存症回復支援施設、民間団体、こどもの居場所、子ども食堂、保健師、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員、ひとり親家庭福祉推進員

